

参議院商工委員会會議録第九号

平成四年五月十二日(火曜日) 午前十時三分開会

委員の異動

四月二十三日

合馬 敬君

補欠選任

大塚清次郎君

四月二十四日

大塚清次郎君

補欠選任

合馬 敬君

五月十一日

市川 正一君

補欠選任

近藤 忠孝君

五月十二日

近藤 忠孝君

補欠選任

市川 正一君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 政光君

理事 中曾根弘文君

委員 松尾 官平君

福間 知之君

井上 計君

委員 秋山 肇君

合馬 敬君

倉田 寛之君

斎藤 文夫君

前田 勲男君

樺山 篤君

梶原 敬義君

吉田 達男君

広中和歌子君

三木 忠雄君

衆議院議員

商工委員長代理

商工委員長代理

商工委員長代理

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房総務審議官

通商産業大臣官

房商務流通審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省立地

公署局長

資源エネルギー

庁次長

中小企業庁長官

事務局側

常任委員会専門

説明員

環境庁自然保護

局計画課長

建設省河川局河

川計画課長

本日の會議に付した案件

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○中小企業流通業務効率化促進法案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。四月二十三日、市川正一君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○吉田達男君 質問をいたしますが、日本経済にとりまして、この資源エネルギーの問題というのは最も重要なポイントの課題でございますが、きょう金属鉱山の経営上の非常に大きいウイークポイントとも言うべき坑産水の処理について法律を改正して措置しよう、こういうことでございませう。

現在、日本の資源の特に重要な素材でありますメタルの需要と供給の関係、大きい流れでは国内生産量が減って輸入がふえている、こういうふうな傾向にございますが、その状況を御説明いたしたい。

○國務大臣(渡部恒三君) 国内金属鉱山は、我が国の鉱物資源の安定供給確保上最もすぐれた供給源などとして、御指摘のように極めて重要な役割を果たしてまいりましたが、残念ながら円高による国内市況の低迷、鉱量の枯渇などにより数多く

減少し、お尋ねの自給率もこの期間に銅の場合で一〇・五%から〇・四%へと残念ながら低下してまいりました。

こうした中で、通商産業省としては、金属鉱業事業団による国内資源調査、企業探鉱に対する補助金及び低利融資制度、減耗除制度などの国内探鉱の支援促進策を推進するとともに、国内鉱山の経営安定化のための超低利融資制度である金属

鉱業経営安定化融資制度の適切な運用を通じ、何とか国内鉱山の存続、発展を図ってまいりたいと存じております。

○吉田達男君 概況を御説明の上、主たる対策としての遂行状況を政策的に御説明いただきましたが、こういうことになぜなつたか、こういう原因についてでございます。

日本の例えは銅は、幕末から明治にかけては産銅量において世界で一位になったこともあるが、今の鉱業でありまして、今何えは国内の生産高が全供給量というものが〇・四%、全く見る影もない。こういうことになつたのはなぜか。これは、

資源が枯渇したのか、外国との競争において品位の差がそのようになったのか、ほかの条件でなつたのか、この辺について原因を分析的に御説明いたしたい。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま大臣から申し上げましたように、国内の非鉄金属の自給率というものが各種の非鉄金属におきまして低下してきていますのでございますが、基本的には、ただいま先生がお話しございましたように、経済性という観点から国内の資源が相対的に不利になつてきたというところに大きな原因があるものと認識いたしております。

○吉田達男君 経済性ということとは、例えば探掘をする、製錬をする、製品にして仕上げていく過程で外国に比べてコストが高くなつてしまふ、そ

の競争力において経済的に劣悪になつてきた、こういうことでございます。

それでは、日本の鉱山の技術、力そのものはそういう状態に放置していいかという、独立国の日本としてそういうことは許されなかつた、こういうことである。特に決定的な埋蔵量がなくなつた、こういうことでなくて、品位の差等々がコストに大きい影響を与えているということになれば、ここを生産技術なり製錬技術なり等々の開発によつて日本のすぐれた生産力をもつてこれに対応しなければならぬと思ふんです。通産省は、工業技術院を初め幾つものこのような機関を持つて技術開発等を促進し実用化されようとしておりますが、これについてはどういふ取り組みをなさつておりますか。

○政府委員(黒田直樹君) たいだいま先生御指摘ございましたように、鉱山の場合には、鉱床という減耗性の資産を経営の基盤といたしてはいるわけでございまして、そういう観点から新しい鉱床を見つけていくという企業探鉱、これが非常に重要でございます。また今先生御指摘ございましたように、我が国の鉱山技術は世界的にも高い水準にあるわけでございますが、特に複雑な条件のもとでの鉱山技術というのは非常にすぐれたものがあるということでございまして、なお一層の探査技術の向上のために努力をしていくことが必要である、こういうふうな考えをしております。

前段で申し上げました企業探鉱の促進という観点につきましては、通産省といたしましては、金属鉱業事業団を通じていろいろな資源の開発調査あるいは企業探鉱の促進のための支援制度、こういうものを通じて企業探鉱を促進いたしているところでございます。

他方、探査技術の向上という点につきましては、金属鉱業事業団を通じて新しい探査技術の開発といったものを入れると同時に、こうした国内鉱山での技術というものを広く承継していくためにいろいろなビデオを作成する等の普及事業も実施をいたしているところでございます。

こうした施策に今後とも私も全力を挙げて取り組んでまいりたい、かように考えております。

○吉田達男君 主に探鉱という点について、鉱床を発見されるという方法を努力しておられる面の説明がありました。大臣が御答弁ありましたように、百社あったものが二十六社に減つてきておると。

この鉱床のことは、どちらかというところを露頭を見つけて探鉱を、こういうような原始的なことから始まったようなものがずつとかつては会社経営をしておつたんですが、最近ではそういうすぐれた探査技術でされると思ふ。しかし、これが経営的に成り立つかどうかについては諸施設あるいは人的な配置等の体制がなければなりません。そういうことになると、新しい探査方法ももちろん開発してやるべしであります。現在ある鉱山の鉱脈周辺、こういうものを重点的に探査すれば生産体制がその周辺にあるわけでありまして、人的にもそういうことに進みやすいという条件があるわけでありまして、そういう辺を重点的にやられるべきではないかと思ふ。

衰微する話ばかりでは景気が出ませんので、最近ヒットになつたような鉱脈大発見、こういうようなことがちらつと出たようにも思ふので、その辺も御説明いたしたいと思ふ。

○政府委員(黒田直樹君) おっしゃる通りに、探鉱活動を重点的に実施する必要があると私も考えております。この点につきましては、昭和六十三年の鉱業審議会の答申をいたしまして、先ほど申し上げました金属鉱業事業団による資源開発調査というものが重点的に現在実施いたしているところでございます。

先生御案内のように、これまでにもこの金属鉱業事業団の調査を通じて、例えば黒鉱の秋田県での深沢鉾鉾鉾床あるいは世界的に有数の金鉱山でございます鹿兒島県の菱刈鉾床などもこうした金属鉱業事業団の調査を通じて発見され、またそれが生産に移行したものでございます。ごく最近におきましては、先ほども鉱業審議会の答

申に基づきまして重点的に申し上げたわけでございますが、特に金銀鉾床あるいは金銀を含みます多金属鉾床を重点的に探査の実施を行っているところでございます。九州の中部地域あるいは北海道から青森におきます渡島、下北地域、あるいは北海道の定山溪などにおきまして金銀などの有望な鉾床を捕捉いたしているところでございます。

ただ、これ数年にわたつて調査を実施しているところでございます。平成四年度におきましてもさらに一層、たいだいま先生御指摘のございました稼行鉾山の鉾量の増加あるいは新規優良鉾山の発見のために重点的に調査を継続してまいりたい、このように考えているところでございます。

○吉田達男君 日本も条件としては地形として必ずしも悪いことはないものでありますから、努力してそういう成果を上げておられれば、全体が沈んでばかりいなくて積極的に願いたいと思ふ。

山には栄枯盛衰があつて、昔で言えば山師が発見をしてそれが一人前の鉾山になるまでに人の手を何回も渡りながら完成されて、壮年期になり、また衰微してくる。この間の鉾山経営のリスクというものは、探鉱をしてそれが経営ベースに乗るまでが問題で、果たしてそれが成功するかしないかわからぬのにそれをやらなければならぬ。また、もう衰退期に入つて埋蔵量その他品質も悪くなつてきたときに坑内水を初め鉾害の処理をしなければならぬ。これをしなければ鉾山の一代は責任を全うできないのでありますから、この前と後ろの大きいリスクをどのようにカバーするか。景気のいいところは自力でやらなければならぬしやれませんが、そのやれないところをしのがなければ日本の国として必要なメタル資源が確保できない、こういうことであります。

そこについては、今そういうテーマのもとに法律を出されたのでありますから、この特にリスクをカバーするという点についての意欲とか、通産行政としての考えをもう一度お伺いしたいと思ふ。

○政府委員(黒田直樹君) 先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、いろいろな栄枯盛衰の中でやはり国内の鉾山というものをできるだけ維持存続、発展を図つていくという観点から、まず国内の非鉄金属資源探鉱の促進、これをまず重点的に考えているわけでございます。

このような観点から、先ほど来申し上げておりますように、金属鉱業事業団を通ずる調査あるいは支援、それから税制に基づきましてこのリスクのカバーを行う、それから一時的な価格の変動あるいは景況等によりまして国内の鉾山が経営の基盤を失われることがないように低利の融資制度を通じて経営安定化を図る、あるいは先ほど来申し上げておりますように技術の開発を促進する等々の措置を講じているところでございます。

私ども引き続き、先生今御指摘のございましたような目的に沿ひまして全力を挙げて取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○吉田達男君 現在ある制度については伺いましたが、実際にはそれを実施するために予算も適切に獲得して、またそれを執行されなければならぬので、その辺の重要度の認識というものがもつた上で、活動のエネルギーでありますから、そのところを期待いたしますので、これは頑張つていただきたいと思います。

技術開発については、探鉱について特に説明がありました。製錬については答弁がない。これは、日本の通産省における技術の粋を集めて外国に対して生産コストを下げ、またそこで働く人たちが三Kだと言われるようなことにならないような近代的なものを求めてまたやらなければならぬ。そういうようなことはどうもおかれてるんじゃないか。この点についてはどうか。

また、水処理については、特に硫黄化合物初め重金属が出るのであります。概して言うところ、ああいうアルカリの石灰を投入して落として、その石灰投入の後の廢物をどこかに置く、こういうようなオリジナルなやり方の繰り返しのよう

れる。しかし、これも日本の技術からすればこの水処理の新しい技術開発もやられなければならぬと思うのでありますが、この辺のもろもろの技術的な突っ込みについてはどうなっているか、重ねて御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘の金属鉱業等におきまは、鉍害防止技術、特に水処理技術でございますけれども、これにつきましては、鉍害防止技術全般につきまして昭和五十年から金属鉱業事業団がさまざまな研究調査を行つておりました、現在まで例えば中和酸物の坑内への還元技術でありますとか、あるいは酸物を造粒いたしまして量を少なくする技術、あるいは坑内水の生物処理技術、これは従来の中和という概念を超えて生物処理をしていこうというような調査研究が進められてまいりました。その成果は既に多くの休廃止鉱山の坑内水処理に活用されておるところでございます、今後ともこのような調査研究を進めてまいりたいと思ひます。

ただ、先生御承知のように、休廃止鉱山におきまは、坑内水処理につきましては、処理コストが毎年多額に上る、あるいは処理により発生する中和酸物の廃棄場の確保が必要になるというような特殊性がございます、そういう点につきましてはお現在技術的に解決すべき課題を有しております、私ども金属鉱業事業団を中心として、今後とも、この種の技術開発を鋭意推進してまいりたいと思ひます。

○吉田達男君 金属鉱業事業団が努力していることは伺いました。これは、実際の運営をするために実用化できる、つまりコストその他を考へて理論的に追求するというよりも、実践を通して具体的な事業でやろうという対応の中で努力しておられる。しかし、坑内水等にいたしましては半永久に出てくる、こういうようなものの処理については、絶望的に長い間鉱山の栄枯盛衰にかかわらず責任を持つことになつて、これをやると

本格的なことを考へなければならぬ。本格的なことを考へるといふのは、金属鉱業事業団にのみ頼つてもいかぬので、通産省としての先ほどから言つたような総力挙げての試験研究機関でやるべきだ、こう言ふだけでも、どうしてもそういう態度表明がないので重ねて聞かれますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のように、現在坑内水処理技術につきましては、金属鉱業事業団ではむしろ実用化研究といひますか、現場に適用できる応用研究あるいは実用化研究という段階での研究をやつておるわけでございます。ただ、将来先生がおつしやる本格的な新技術というようなものを開発していきまは、どうしても基礎的な研究あるいは要素的な研究というやうなものが必要になつてまいらるわけでございます、こういう研究につきまは、通産省傘下の国立の研究機関、こういうものの成果に期待すべき点も多いわけでございます。

例えば、現在通産省の工業技術院に、従来公害資源研究所と申しておりましたけれども、これは今般資源環境技術総合研究所というところで改組をいたしまして、今後環境技術の開発に一層積極的に取り組むこととしております。さらに、微生物工業技術研究所というのがございますけれども、そういうところが行つております微生物関連の研究の成果も将来環境問題の解決のために活用されることが期待されておるわけでございます。さらに、金属鉱業事業団の行つております技術開発につきまは、鉍害防止技術開発委員会の委員として工業技術院の研究官が参加するということなど、連携を図つてきておるわけでございます。

通産省といたしましては、今後とも、傘下の国立研究所の環境関連技術開発を推進するということと同時に、金属鉱業事業団の実用化研究、これとの有機的結合を図つて、今後の新しい技術開発に取り組んでいきたいと思ひます。

○吉田達男君 せっかく努力を願つて、予算もつて体制も整えて、御答弁いただいたのでやがてはあらわれると思ひますので、なるべく可及的速やかに願ひたいと思ひます。

そこ、坑内水が河川へ放流されて自然の中の水が動いていくわけでありまは。この排出基準についてお尋ねをいたしませう。

水質汚濁防止法があつて三条に基準があるんですが、例外規定が二三条にあつて、鉱山保安法やあるいは放射性物質や電気事業法等々の例外があるわけだ。これは、通産省の方にゆだねている形で排出基準を示しております。この辺の基準が実際に守られておるかどうか。あるいは地域においてそのような水質基準について、法律によれば都道府県知事は上乗せの規定をもつて規制をすることができ、こういうふうになつておるが、全国状況の中でそのような例はどうなつておるか。その辺の状況、基準等々について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱山等におきまは、坑内水の排出基準に関する御質問でございますが、これは、鉱山保安法に基づく鉱山における鉍害の防止のための規制基準を定める省令がございまして、この四条におきまして、原則といたしまして水質汚濁防止法の規定によつて定められた値と定められております。つまり、平たく言ひますと、水質汚濁防止法の基準値よりも緩やかにならないということ定められておるわけでございます。ただし、さらにこの省令におきまして、鉱山保安監督局長が必要と認め、この値より厳しい値を定めた場合には、その厳しい方の値というふうになつておるわけでございます。排出基準を満たして十分鉍害防止が図られないと考へられます場合には、今申し上げましたように鉱山保安監督局長が水質汚濁防止法よりもさらに厳しい上乗せ基準を定めますか、そういうものを設定することができるとされておるわけで、現に兵庫県の中瀬鉱山のほか十二の鉱山において上乗せ規制を行つて鉍害問題が生ずることがないよ

う対応しておるところでございます。

○吉田達男君 農林省の方の水稲用水基準というものが農林省の公害研究所の方から公表されておりました、これによると、水質汚濁防止法あるいはそれに準じての鉱山保安法、それよりも強い基準が示されておる。例えば阻にしても、阻が五・八から八・六、七を中心と相当幅があるんだけれども、農林省の方の阻を見ると六から七・五となつておる。中のCODにしたつて、あるいは砒素、亜鉛、銅等々についても相当厳しいものが示されておる。こういうものについて、原因者たる鉱山はどのような関係省との水質基準についてのすり合わせ、これはどういふふうになされておるかお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木英夫君) 基本的に、農業利水等について問題があるというふうな場合につきましては、先ほど申し上げましたように監督局長は上乗せ規制ができることになつておるわけでございますけれども、当然その地域、地域の実情に応じて鉍害権者は地域の環境とのすり合わせを行つて対応しておるものというふうな認識をしております。

○吉田達男君 この法律を提案されて、理由の中に地域住民の健康保護、地域環境の保全、公共の利益を保護する、こういうような一定の理念を示して上程なされて説明があるわけでございます。これを素直に読むと、排出される水はまさに自然水になることを全体的に理想としながら、こういう表現になつておると思ひます。

この水が山元から出て一定のところまで改善されて、川に入ると川がこれを運んで下流の方で用水を使うとすれば、その用水の基準に従つた用途に充足しなければならぬ、こういう流れであります。常識的に言へばさつき言つた基準はそれぞれすり合わせして守られておる、こういうことだけども、あちこち見ると、魚のすまないような川がある、原因は鉱山から流れておる水だと思ひます。こういうことになると、さつき言つた提案理由の中の環境の保全、公共の利益とこれを

保護することからいえば、魚のすむ川というものが自然としてのバロメーターになるんじゃないかと思うのでありますが、この辺については見解はどう通産省の方ではお持ちでありますか。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、先ほど申し上げましたように、鉱山保安法において水質汚濁防止法の規定により定められた値またはそれよりも厳しい値を基準にして排出基準を遵守しているということでございます。このような排出基準によります坑廃水処理で基本的には河川に魚がすめるような状態になっているものというふうに認識をしております。特に、休止止鉱山において酸性度の高い坑廃水あるいは有害重金属を含んだ坑廃水の処理を継続実施することによりまして、現段階におきまして下流において公共用水域の水質が改善されて、例えば上水道とか工業用水に利用されるようになったとか、あるいはサケが遡上してきたとかあるいはイワナとかヤマメとかアユ等の生息が見られるようになった、あるいはホタテガイの養殖の安定化など沿岸漁業にも貢献しているという例が見られておりまして、私ども、この基準を遵守してまいることによって環境の保全に十分資し得るものというふうにご考えておる次第でございます。

○吉田達男君 今の報告は、こういうような改善の結果が見られる、こういう報告でありますから、改善されるまではやはりそういう状況もあつたということをお認めおられると思うのでございます。

せつかく努力願いたい、河川の方でおいでいたただいておるので、この辺の見解についていかがでございますか。河川に魚がすんでいないところというのは全国的にはどのくらいあるのか、それについての河川当局としての、水質維持についての方策、見解、この辺をお伺いしたいと思っております。

○説明員(市原四郎君) 河川といましては、魚が十分すんでおるような川というのが非常に望ましいということで、我々も努力しているわけで

ございます。突然の御質問で、魚のすんでいない川が全国でどれくらいあるかというのには、ちょっと詳細な資料を持ち合わせていないわけでございますが、全国の河川で、環境庁も含めまして大体四千の箇所まで水質をはかつておるわけでございまして、そのうち建設省は千カ所程度だったと記憶しておりますが、健康項目につきましてはその四千カ所のほとんどの箇所が満足しております。ほんの少数しかそれを逸脱しているということはないという状況であると認識しております。

○吉田達男君 現実にはそういうところがあつて、魚になつたことがないのでわかりませんが、想定するところ、原水が三・三ぐらいのpHで物すごい酸性が出てくる。改善して放流するのには、七が中性だけれども、そこまでやると、さつき言った金属鉱業事業団だつて経費を考えますから、水質基準に合致すればそこまでということ、コストも考えるわけでありまして、そこでや酸性のものも流れる。物によっては、生野のように、pH九までアルカリに戻しておいてそれで全部重金属を落とす上で塩酸を入れて七にして放流する、こういうふうにするばいいだろうと思うけれども、魚にとつてみればそういう無機物の処理をした水はおいしくないんだらうと思うのであります。魚がどのくらい嗜好について文化性があるかどうかかわかりませんが、すまないものであります。そういうようなことについては、努力は認めるけれども、やはりもつとそれについて留意を願つて対策を講じていただきたいと思います。それを要望しておきます。

河川当局につきましては、特に鉱山から汚染された水が出てきた昔の経過の中で、河川の中に沈殿しておる。だから、山元をせつかくきれいにしても、その河川に行くとまた水が汚れてしまふ。それがかんがい水に行くものですから、田んぼの方も汚れてしまふ。こういうことが続いているんで、田んぼの方は公害防除特別土地改良事業で改善をする、山元の方は通産省の方が責任を持

つて、言っておられるように厳しいかどうかかわかりませんが、すれすれのところをクリアしようとしておられる、河川の方では河川浄化事業をなさつて努力も願つておる。要するに、農林省と建設省と通産省と事業のピッチが合わなければ、この地域の環境が復元して保全をしたことにならないのであります。その点については、努力をいただいておる河川の方も、各前後の事業等とのように連携をとられながら予算もまた努力しておられるか、実情をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(市原四郎君) 河川に流入する、排出されることでの規制、それから河川に入った水質をさらによくしようという努力ということとを連携をとつてやつていくべきでありますけれども、我々、河川といましては、先生御指摘のように環境整備事業によりまして特に河川に沈殿しておる物質につきましてのしゅんせつということに主眼を置いてやつておるわけでありまして、またそれと並行いたしまして、場合によっては浄化用水を導入したり、それから隣接酸化法といたつたり方による水質改善というようなこともやつておりますが、主に汚泥のしゅんせつという形でやつておるところでございます。その河川浄化事業につきましても、平成三年度につきましては約百二億円の事業費でございましたけれども、平成四年度には百六十五億円というように事業費も増加して努力をしまいたいと考えているところでございます。

○吉田達男君 今質問いたしましたように、河川は頑張つてもらうけれども、前後との関係があつて、全体的には事業効果を上げるためにそれぞれいわばピッチが合わなければ結果があらわれにくい、こういう状況にあるわけですね。何%予算額をふやしていくというのは全体的にはそれでいいのであります。箇所によりましてこれはしてしまえば浄化されるわけですから、あとは要らないのであります。そういうところは、重点的に前後とあわせて工

事を、浄化事業を進めてもらうとか、あるいはそういういわば長い間にわたつて鉱毒が流れた地域の人たちは、水田もあるし、川もあるし、魚もすまぬし、山で働くのはありがたいけれども、それなりのリスクも負つてきたということで、若干の心理的な要望もあつてこちで膨れようとするところでもあります。その辺については現実的な対応を願いたいと思つて、現に鳥取であります。そういう箇所も手がけていただいております。これについての基本的な扱いについてお考えをお聞かせもりたい、私の提言に対してどうなのか。

○説明員(市原四郎君) 当然、そういった浄化事業につきましては、他の事業と連携をとつて効果が最大限に発揮されるようにするべきでありますし、今後ともそのようにしてまいりたいと考えております。

例えばの例で申し上げますと、土地改良事業でやつておられて、その土壌の汚染に対する対策をしようとしているときには、その取水口の前のところを重点的に河川の方もやつていく。場合によっては、調整費でもって両事業のすき間を埋めていく、こういった努力もしておるわけでございますし、重点的にやつてまいりたいと考えておるところでございます。

味会社の方が負担をした金額ということになりましようが、二十年間を掛けたということでは拠出金を出すことになっております。

この現在の年間処理費のつかまえて方でありませう。これはどういふふうにするのか。今、ランニングにおおるという状況そのものを金額にするのか、さきの坑内水の処理について事業団がやっておられるところを見ると、そういうランニングをした後、スラッジ、鉍滓を産業廃棄物としてここに蓄積して、最終処分地に置いておられます。そういう最終処分地があれば年間は一般的なランニングで済むだけけれども、何年かすると、最終処分地の方がいっばいになってしまつて、また堰堤をつくつてダムをやる、これがまた何億、何十億かかる場合もある。そういうようなものは、この処理費のカウントの中に組み込まれていないのか、組み込まれないのか、その辺をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、この基金への拠出金の算定の基礎となりまして坑内水の処理費用につきましても、大きく分けまして三つほど考えておりまして、一つは、人件費、薬剤費あるいは電力費等の先生おっしゃるランニングコストといひますか坑内水処理費用でございます。二番目は、施設の補修、改修等の維持管理費用を考慮しております。それから三番目は、施設の更新費用、これは将来また更新しなければいけないということが考えられますので、そういう更新費用。この三つのジャンルに考えておりました。先生御指摘の中和殿物の最終処理費用につきましても、この基金拠出の算定に組み込んで考えるべきであらうというふうに考えております。

その際、実際に処理地にかかわる費用をどのぐらいい見込むかにつきましては、股物造粒技術の適用等によりまして股物堆積場の延命効果でありますとか、あるいは股物の坑内還元の可能性等の技術開発、あるいは個々の鉍山の事情というふうなものをお勧めして、ケース・バイ・ケースで適切に算定していくということであらうかと思ひます。

○吉田達男君 私が指摘しましたものはカウントされる、こういうことでわかりました、突然大きい落とし穴が出てきて、将来困るといふことがあつてもならぬと思つて聞いたわけでありませう。個々の事情もそれぞれ精査しながら参入する業者に対して納得のいくところを詰める、こういう態度と承つてよろしいかと思ひます。

そこで、想像されるところでありますが、そういう費用の負担も大変だけれども、理想的に言へば、廃水の処理を改善して、その費用を低減するよう減衰効果を求めて工事をやる、こういうことが起こり得るんじゃないか。そういうような努力をするという事は、このかかる費用負担の中にどういふふうには評価されるのかされないのか、この点についてはどうですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 現在、この基金の拠出をします主なる目的はやはり坑内水処理を恒久的にやつていこうということでありまして、その前提となりまして基本的な発生源対策の工事あるいは中和殿物の堆積場を準備するといったようなことにつきましても、これはこの拠出以前の問題といひまして採掘権者等が十分な堆積場を準備するというのが基本的には原則であるというふうに考えております。特に、基金への拠出が完了した後で中和殿物の処理をする堆積場の建設を行うというふうなことになるかと、これは堆積場の建設に一時に非常に多くの費用を基金の果実から支払ふ必要が生じますので、円滑な基金運営に支障が生じるということでございますので、あらかじめ鉍業者に発生源対策あるいは堆積場対策については十分やつてもらつた上で、その後の坑内水処理について基本的な拠出金制度で賄つていくということが原則にならうかと考えております。

○吉田達男君 股物処理については基本的な考えはわかりました。ただ、半永久に続くということになると、半永久にも何十年先のダムもあり得るわけですから、それはカウントを、計算上一定のところ以上はやりにくいんだらうと思ふ。考え方として入つておるといふことですから、ケー

ス・バイ・ケースで応じるといふことですから、それは必ずしも業者を泣かせるのが自慢じゃないんですから、公共的にも審議会の方も配慮するよくな文言になっていきますから、その辺も願ひたい。

後、とりまして鉍山業者が生きておるものですから、鉍害を減衰させるために工事をやる、そうすれば後々の費用負担も本当は少なくなるんだらう、そういう努力をやるんです。やるというとき今までかかつた金額よりも低くなつてランニングで生きるだらうと思われただけでも、そういう場合はどうなのか。また、拠出金を例へば六年間にわたつて分割して払つてもいい、こういうことになつては、鉍害を減衰させるための事業をやる、これがきよかかつてあつたということになりませぬから、何年か続く。そういう間に、六年間の中でまた拠出金を払わなければいかぬということとで今までの計算で払うということではどうなるか。

結果としては、そういうような会社の努力、良心的な処理対策が将来にわたつては生きてくるんだけれども、拠出金は昔の計算でもらえますといふことになる、あるいは拠出金はもう払つてしまつた、効果があらわれたのは新しい施設ですから、これはもうもらひ切りで、食い逃げといふと悪いけれども、助かつた、こういうようなことになつてしまふのはちよつと理屈においてどうかと思ふのでありますが、理想的なことを求めてやるものについては十分な配慮ある対応がなされるべきじゃないかと私は思ふので、重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のように、発生源対策を十分にやるということが将来の坑内水処理コストの低減に非常につながる話でございますので、この発生源対策につきましてもは拠出前に十分なことをやつていただきたいといふふうに考えております。これにつきましては、特に先ほどの金属鉍事業団の技術開発の成果でありますとかいろいろものを適用しながら、かつ金属鉍業

事業団が融資をする制度もございませうので、そういうもので発生源対策をしていただく。

拠出後の拠出金の取り扱ひでございますけれども、これはやはり一度基金に拠出されたものにつきましても、それをもしコストが安くなつて返済するということになりますと、これは非常に算定方式も難しゅうございませう、かつ法の安定性という点から見ましても、この立法体系からいって一度拠出されたものを返しするというのはなかなか法的にも難しいと私も考えておりました。むしろそういうことで基金に余裕ができました場合には、将来の不測の事態に備へるというふうなことで基金を運用してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○吉田達男君 減衰効果をあらかじめ評価をして拠出金に反映させるといふことは困難だといふ、結論的に言へばそういう答弁でありましたが、私は、評価をして具体的に出したならばカウントする、こういうことで適正をという公平を期してもらいたいといふことを、これは主張でございます。答弁によるとちよつと合わないようでありませうが、考え方でありませうから、私はそうだと思ひます。

その減衰工事をすることについては、悪いことだといふことは全然言われませぬ。いいことだといふ評価はあります。それについては、助成もしよう、融資もしようといふことで、制度も金属鉍事業団の枠の中で考えておられるということ、それは考え方としてはありがたいと思ふのであります。考えてみると、この制度をつくつたのは、半永久に続く坑内水の処理が会社の運営がおかしくなつてできなくなつてしまふということでは困るから、二十年間の分をもう拠出して運用益でもつてランニングさせるといふ基本的な考え方です。

そういうことになると、そういうような会社であれば借金をして処理をして、処理施設を改善して借金をまた何年も返すといふことになると、何年も返していくのは会社が紛れもなく生きて返す

力があつてやるというわけですから、そういうものについては理論的には拠出金をもつて一時金で後の処理を託すということと理屈では合わないことになると、答弁しておられますけれども、だから、考えとしての配慮はわかりますが、実際の現実ではなかなか厳しいものがあるだろうと私はその場面を想定しますと思ひます。これはさつきも言いましたように見解ですから、またそれなりの御判断を受けとめてやっていただきたいと思ひます。

今すぐ急に君子は豹変しないようでありまして、次の質問をいたしますが、この十二条には、災害とかインフレによつて費用の増加があつた場合にこれをさらに追加徴収を、拠出を求めるといふことがあるように書いてあります。実際に要れば、これは仕方がないと思ひます。さきのカウントについての評価によつて拠出金を異動させるということについては消極的な答弁で、運営の安定性を欠くようなことを言つておられましたが、場合によつては取るけれども、よくなつても返さぬ、こういうことはどうかと思ひます。

私は若干の経験で言いますと、坑内水が一定のところは分に三トンくらい出ておりましたが、急に十トンくらい出るような状況になつてしまつた。そうすると、石灰の投入量が莫大にふえちゃうんです。だからランニングが大変高くなつて、原因を調査したら谷の河川の底が抜けて、たまたま坑道が下を走つていたものだからその中に河水が流れ込んで流量がふえたんです。これは大変だということでもまた手当てをしたら、そつちからかねて流入しておりましたものがとまつたものですから、今度は分に一トンぐらゐの水量になつた。そうしたら、もとの三トンからすると大変に経費も低減されるということでありまして、つまり、災害によつて大変ふえることもあるけれども、その手当てによつて大変に減るといふこともある。

この条文を見ると、災害のときには追加徴収をすればいい、減つても返すとも言わぬし、減る

ような努力をして施設改善をしてランニング費用が減つてもこれはカウントしないと言ふし、これは法律としては公平を欠くのではないかと思ふわけです。これについての見解をお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のように、坑内水処理業務を永続的かつ確実に実施します上で、例えば災害でありませうか、あるいは人為的な制度の変更、つまり環境規制が強化されたといったようなこと、あるいは予想し得ないような経済変動、ハイパーインフレ等が起りました場合には、基金の運営に支障が生じることになりますので、原則として、これはPPPの原則ということとで採掘権者等に対して追加拠出を求めることにならざるを得ないというふうな考へております。ただ、片一方で実施中に技術開発が進みまして、かなり坑内水処理のコストが低減されるというような場合には、これは基金の拠出を返還するということとは、先ほど申し上げましたように法的に言ひましてかなり難しい問題ではございまして、片方で、先生からも御指摘がございましたように、自然汚染分、他者汚染分というのは国の補助金等で手当てをすることになつておりまして、現在の算定方式でいきますと、この自然汚染分というものを一定の値で決めることになつておりますので、いろいろな努力の結果自己汚染分が減つてまいりますとそれだけ権者の費用負担が少なくなるというふうな間接的な効果も組み込まれておりまして、そういうものが両々相まって基金の運用に支障を来さない、片方で実施者の努力が認められるというふうな形でこれを運営してまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

○吉田達男君 間接的には対応としては是正されるべきものが方法としてある旨の御答弁で、本質論では意見はありますが、それなりの対応についても期待をいたしておきます。

この拠出金は、要つた費用でありまして、さきに答弁のあつた他者汚染あるいは自然汚染分、これは国でもつて、また地方公共団体でもつて補助

としてやる、こういう部分についてであります。鉱業審議会が鉱業権者にとつて過重な負担とならないように留意すべしと、こういう答申を出しておられますから、その辺も酌んでのことと思ひます。

しかし、これをもうちょっと具体的に詰めていくと、それじゃその自然汚染分の処理費について対象処理費目といひますか、こういうものをどういうふうに見直して拡大をするのか。あるいはそういうふうな、さきのような場合があつたり、休廃止でいよいよ倒れてしまつた、不存になつた、こういうような場合もありますし、補助制度の早期の適用、かなりそういうものが念を入れたりしておるうちに、処理はしなければならぬし、毎日しなければならぬし、休廃止の処理としての措置はおくれるし、こういうことになれば、その手続を制度の適用を早めるような扱い方に改善されるのか。あるいは労賃その他の費目の算定基準をやつぱり見直す。こういう形で、答申にある国及び地方公共団体の予算の充実等に努めるべきと、こういうような趣旨を酌んだ改善努力が具体的にどう検討されているのか。この辺をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 自然汚染あるいは他者汚染分の考へ方でございますけれども、この金属鉱山の坑内水の問題におきまして自己汚染分、自分の責任で出てくるものとそれから自然、他者汚染が混然一体となつて流出してくる、こういう問題は、採掘跡からの坑水のみに見られる非常に特殊な問題ではないかと私も考へております。これは、基本的には先生よく御承知のように、採掘しますと地下水位が下がってくる。それによつて採掘跡のいろいろな金属類等が空気にさらされて酸化をして、そこに雨水等が入りますと、それが溶出しやすくなる、溶け出して出てくるという問題なんですけれども、一体それは採掘のために生じたのか、もともと自然に出てくるものなのか、あるいはほかの人が掘つたために出てくるのかというところで、これはかなり難しい問題であり

ます。ただ、今までの経験によりましてそういう問題につきまして坑内の状況をシミュレーションすることによつて、現在は非常に複雑な計算をしながら、自然汚染分、他者汚染分、それと自己汚染分というのを分けておるわけでございます。これらにつきましては、例えば先ほど先生がちょっと御指摘ありましたように、拠出の途中で休廃止してしまつたというようなことについては、国庫補助あるいは地方自治体の補助金で対応していかざるを得ないというふうな考へておりますし、この自然汚染、他者汚染の考へ方につきましては、これは計算によりまして一定の値が出てまいりますけれども、それに対しては私ども引き続き万全の努力を行つて将来の運営に支障がないように努めていくべきであるというふうな考へておる次第でございます。

○吉田達男君 それでは、そういうことを背景にしながら、指定機関として資源環境センターという法人を設定して仕事を、事業を執行させるわけですね。このものの概要についてお尋ねいたしたい。出資金はどうなのか、あるいは人員はどうなのか、仕事をするとすれば設備も相当要するんだらうなのか、タミナルたる事務所等々はどうなのか。構想といひますか、概要をお尋ねいたします。

○政府委員(中田哲雄君) 指定鉱害防止機関として具体的に予定されております財団法人につきましては、現在日本鉱業協会の中に設立準備委員会を設けまして検討をしているところでございまして、まだ組織、体制等については固まつていない段階というところでございまして。

○吉田達男君 固まつていなければ答えようがないかわかりませんが、考へ方として、国の出資はどのくらい考へていますか。

○政府委員(中田哲雄君) 国の出資は当面予定をしていないところでございます。主として、日本鉱業協会加盟の鉱山各社からの出捐によりまして財団を形成するという運びになつておるところで

でございます。
○吉田達男君 これは金属鉱業事業団の運用益でもってやるということで、金属鉱業事業団はまた通産省が所管をして、国の機関にかかわるようなものです。つまり、そのものが資源環境センターを運営というか動かすわけでありますから、これは国の出資があつてしかるべきだと私は思います。

これは、実際に工事をするとなれば相当の施設も必要でありますから、出資金も相当にならざるを得ない。こういうことになれば、話が固まっていなくても金を出資しないということだけ固まっていますと、こういうことじゃ答弁していただけないから、これは国は出資を願いたいと思つて、私の意見でもありまた要望でもあるものについて御答弁をいただきたい。

大臣、ちよつと質問を続けておるのであります。この点についてはお聞きいただいておりますので、私の意見でもありまた要望でもあるものについて御答弁をいただきたい。
○政府委員(鈴木英夫君) まず、事務的に御答申上げたいと思つておられますが、ただいま申し上げましたように、この団体の出資といふことがございまして、民間サイドでやつていただくということにしてあります。

その基本的な理由は、やはりあくまでもこの坑産水の処理というのは、基本的にはPPPの原則によつて責任者が全うしていく問題であるといふことがございまして、かつこのセンターといふまは指定法人をつくります理由の一つに、現在各社がばらばらで多数の人員をかけるがやつております坑産水処理をこの財団法人に吸収することによりまして、人員的にも、あるいは仕事の内容としても効率的に行い得るということも一つの目的に入つておりました。そういう意味では鉱業権者のメリットもあるということでありまして、民間の出捐によつてやつていただくということでもあります。

特にこの出捐のお金につきましては、基本的には一般管理費等に適用されるお金でございます。

て、実際の工事費については、先ほど来のお話の掘削の果実、あるいは国のいろいろな補助金、他者汚染分、自然汚染分の補助金等で賄われていくわけでございますので、出捐金で賄うべき部分といふのは、相対的に極めて小さい部分であるといふふうに私も考えております。国としては、むしろ先ほど申し上げましたような基金に對します出の税制上の措置でありまして、あるいは自然、他者汚染分に對します補助金、そういった面で努力をすることによつてこのセンターを守り立てていきたいといふふうに考えておる次第でございます。

○吉田達男君 原因者負担という原理を前に立てて、それを崩そうという気は全く私にもありません。これはもう大原理でありまして、そのルールを壊したらいけません。しかし、国として相当の支援はやはり願いたい、こう言つておるわけでありまして、
そこで、次の質問であります。当面水処理をするということをや事業目的に想定して進めておられますが、これは限定されるものなのか。そういうような今水処理をしておられる数社が、近隣で協力関係になつて統合されたりすればさらなる効果があるという意味合いで言つて、それはまた水処理以外の事業にもその事業分野が拡大されるということが含まれるのか、含まれないのか。あるいは都道府県がその休廃止鉱山としての公的な処理をしておりますが、そういうものと隣接したような地形のところも、私の頭の中ではちよつとあの辺もあの辺もという感じがあるんですが、そういうようなものとの業務提携のようなものはあり得るのか。この辺について、業務の内容をもう少し、余りかたくなにならずに御答弁をいただきたいと思つております。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘の資源環境センター、仮称でございますけれども、これにつきましては、今御審議いただいております新法に基づき坑産水処理事業を本務とするわけでございますが、先般、私も鉱業審議会の建議をいただ

きまして、その中でも財団に集積されております、今後集積されます人材あるいは専門能力を坑産水処理以外にも有効に活用すべきである、これがこの財団自体の職員の活性化にもなるんだらうという御審議あるいは御建議をいただいております。

このような点を踏まえまして、今後、財団の財政基盤あるいは組織の基礎、こういったものの固まりぐあいも見ながら、望ましい事業があれば、坑産水処理事業とあわせて積極的に進めていくように私どももいたしましても応援をしていきたいといふふうに考えているところでございます。

また、業務提携というお話がございましたけれども、当面は法律で定められております事業をやすることに全力を尽くしていただくわけでございますけれども、さらに余力が出ました場合には、将来の課題としてそのような点についても検討してみたいかといふふうに思つておる次第でございます。

○吉田達男君 時間も大分来りましたので、それじやそういう計算をして金属鉱業事業団に預けて、運用益でもってセンターを回転させて成果を上げると、こういうことではあります。この運用益の見込みであります。全体的にはどのくらい資金を集めて何方所をやると、こういうこと。運用益については、かねて金属鉱業事業団が融資をやつておられたり経過がありますが、このたびの提案の中における運用益といふのは何%ぐらい約束されておられるのか。場合によつて、ちよつと例がよくないんだけれども、証券事件のように運用に無理をして損失補てんを求めなければつじつまが合わないんだらうと思つてもいい。この辺の規制はどうなのか。しかし、運用益といつて出す限りにおいては、一定の何%というところはやっぱり約束されなければ、法案に基づく予算執行でありますから、この辺を御説明いただきたいと思います。

○吉田達男君 最後に、大臣にお尋ねいたします。日本の鉱山は、先ほど大臣に答弁いただきましたように、歴史あるものですが、現在は外国の鉱山に生産コストが競争に比較の問題でおくれをとつておられるに似て、しかし、日本としても必要だと思つておられるのは、外国にメタルを資源として輸入して仰ぐにしても、実際には業者は開発輸入を開発して輸入をする、こういうことによつて

り一定の力が日本の鉱山業界にあり、それが今日でも生きています、こういう側面もある。

しかし、そのもとになる日本の鉱山の技術が、大臣が言われたように百社あったものが二十六社へと倒れていくと、こういうことになるかどうかという心配であります。加えて、今は三Kというものを嫌うという世の風潮があつて、たくましい山男よりも町の優男の方に関心がともすればいこうという様子であります、この際、日本においても開発輸入としてばかにされずに日本はこうやっておるなどということがあるので、やっぱり輸入が九十%になつても日本のペースを主張できているから、そのもとの鉱山を何とかして育てなければならぬ。しかし、鉱山は民間でありますから公的な金で育てるわけにはいけません。しかし、そういう日本の技術者を養成する、机上ばかりでなくて実践をさせる、そしてそこではまた将来の鉱山にあるような近代的な理想的な作業環境の中で鉱山が開発される、そういうモデルを一つつくつてこれでもた徹底してコストも低減を追求する。そういうような核がなければ、日本の今までのものでようやくここまでできたけれども、趨勢でいくと本当に危機になつてきたと思ふ。

それに対して、大臣も、向うと鉱山についてはなかなかの経験というか識見をお持ちのようでありまして私も言うことではないんですが、そういう意味でひとつ日本の鉱山に幾つか、一つでもいいし、そういう理想的な鉱山のモデルを設定しながらそれを育てて、それによつてまた日本の鉱山技術を持続し発展させる、こういう観点で制度を創設されるお考えはいかがか、お尋ねいたします。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま吉田先生からお話がありました。私も長い間鉱山のおつき合いをしてまいりましたけれども、非常に熱心にしかもすぐれた技術を持ち、また戦後の日本の経済に大きな役割を果たしてきた鉱山が、残念なが

ら国際化という大きな時代の流れの中に、また狭い国土という限界の中で資源が枯渇したり、あるいはコストが合わなくなつたりして衰退を遂げておることを何か自分の身を切られるように胸を痛めて今日までまいりました。また、今先生がおっしゃったように、我が国の鉱山のすぐれた技術が海外に、先般私はカナダに行つてまいりましたけれども、海外の資源開発に大きな役割を我が国の鉱山技術が果たしてきておることも大きな国際貢献になつてきております。

それは今先生おっしゃつたとおり、この国に鉱山がなくなつてしまつたんでは、もともなくなつてくるおそれがあるわけですから、先ほどエネ庁次長からお話がありましたように秋田県あるいは福井県、北海道、青森県、山形県等に非常に期待される有望な鉱山があるわけですから、やはり国内の鉱山も頑張つて、残れるものはできる限り残つて頑張つていただかなければならない、それがやはり海外から供給を受けるにしても基本になるわけでありまして、趣旨は全く先生と同感でございます。

○梶原敬義君 私は、この改正案を読んでみまして、まさに提案理由で述べられておりますように、時を得ているし改正案の内容についてもこういうものだろう、このように思ひます。

賛成の立場でこれから若干お尋ねをいたしますが、その前に、けさ起きて新聞を見ておりましたら毎日新聞で渡部通産大臣が、「政界再編のカギは社会党の变身」、こう書いておりました、中を読んでもみますと「社会党が二十一世紀を生き抜くためには勇気を出して社会主義を捨てた政党になれるかどうか」、こういうようにどこかで講演をされているんです。私は党のシャドーキャビネットの官房副長官でありまして、我が党の現状というものは御承知だろと思ひますが、基本的にはいろいろ御意見がありますが、今まとまつておるのは、憲法を中心にしたしまして公平で公正な社会を実現していく、こういう方向でずっと進んでおりますから、これから今度またそういう講演が

あるときはその辺をひとつ認識していただいております。また注文申し上げたいと思ひます。

さてそこで、改正される法案の第一といたしましては、鉱害防止事業に関する基本方針の策定の内容の拡充、それから鉱害防止事業計画の届け出対象の拡大にあると思ひますが、その改正趣旨について、最初に基本的なことですがお伺いをいたします。

○国務大臣(渡部恒三君) 今回の法改正は、金属鉱業等において閉山後もカドミウム、砒素などの有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊な問題を将来とも対応するために、汚染者負担の原則を徹底し、確実かつ永続的な坑廃水処理が実施されるよう、処理資金の確保、体制の整備などを行うことにより、坑廃水の鉱害防止について万全の対策を図ることにいたしましたものでございます。

○梶原敬義君 さらに事務方にお尋ねしますが、内容の拡充あるいは届け出対象の拡大、このことについて。

(委員長退席、理事松尾平君着席)

○政府委員(鈴木英夫君) 今般御提案申し上げておられますのは、現行の金属鉱業等鉱害対策特別措置法、これを改正させていただきたいということでございますけれども、まずこの現行法について申し上げますと、坑廃水処理に当たりまして坑道の閉塞をしますとか、あるいは堆積場の覆土をいたしますとか、植栽をする、水路工事等を行うというふうなことで、主にこの水が出てまいります発生源対策を着実に実行することによつてこの坑廃水問題が解決できる、あるいはそれに期待をして解決していきたいという観点から立法をされたというふうなことに私も了解をしておるわけでございます。

したがいまして、先生御指摘の国の基本方針でありますとか、採掘権者等の鉱害防止事業計画の対象も現行法施行前に使用を終了しております特定施設に限定をして、現行法の施行後に使用を終

了する施設については積立金制度あるいは鉱山保安法の義務履行によつて鉱害防止が担保し得るといふふうな考えられておつたわけでございます。

しかしながら、現実にはこの発生源対策をやりました後でも坑廃水が半永久的に出てくるという問題がございまして、かつこの現行法施行後の非鉄金属鉱業を取り巻く環境条件が非常に変化を遂げてまいつておるといふこともございまして、したがつて、この現行法だけでは、採掘権者自身による坑廃水処理の継続的実施が困難となつた場合には、十分に対応ができないといふふうな考えられるに至つたわけでございます。

したがいまして、半永久的に続く坑廃水処理への対応をいたしまして、鉱害防止事業についての国の基本的な考え方を示します基本方針、さらには採掘権者等の届け出ます鉱害防止事業計画につきましては、その対象範囲を、現行法で言います現行法の施行前に使用を終了している、こういう特定施設だけではなくて、今後使用を終了するという施設も含めましてすべてに拡大をして、坑廃水の恒久的な処理体制を確立しよう、という趣旨から、特に基本方針、鉱害防止事業計画の対象の範囲についても改正をお願いしたいというふうなことをお尋ねしております。

○梶原敬義君 第二番目に基金制度のことについてお尋ねしますが、先ほど吉田委員も質問がありまして少し重複するかと思ひますが、この三百億円の根拠というものは、年間金利五%で、三、五、十五で十五億円、そういうことで逆算をして出た数字だろう、このように説明を受けたんですが、その根拠についてもう一度お尋ねをいたします。

○政府委員(鈴木英夫君) この基金の規模の三百億円は、現段階での概算として御提示申し上げている数字でございます。すなわち、現在、この基金拠出制度の対象となる可能性のある鉱山数、これが四十九鉱山ございまして、この四十九鉱山が行つております坑廃水処理費用が平成三年度で例をとりますと、大体年間約二十三億円というところでございまして、この数字は過去数年間ほ

ぼ安定した数字でございます。この二十三億円のうち、自然汚染分あるいは他者汚染分の国から出します補助金等を差し引きまして、実質的な鉱業権者の負担分が年間約十五億円ということになっておりまして、この十五億円を基金の運用益として確保する必要があるということでございます。仮に、基金の運用利率を五%と想定して算定をいたしますと、先生御指摘のように約三百億円の基金が必要になるということでございます。

なお、重ねて申し上げますと、この基金の最終的な拠出規模につきましては、今後、鉱山保安監督局長が鉱業権者の届け出ます鉱害防止事業計画の内容を精査して決めることになっておりまして、その段階で確定することになるかと思っておりますけれども、おおよその規模として三百億円の基金があれば、今後この四十九鉱山におきます坑廃水処理が円滑に実施できるのではないかと、ふうに私どもは想定をしている次第でございます。

○梶原敬義君 重ねてそこら辺のことをお尋ねしますけれども、その各社、四十九鉱山ですか、義務者存在分の皆さんに拠出をしていただく場合の、あなたのところは何ぼというように積み上げていくんだらうと思いますが、その根拠みたいなもの、算定方式ですか、そういうものはどのようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(鈴木英夫君) この算定方式でございますけれども、まず、この法律の体系におきましては、基本的な流れといたしまして、坑廃水処理を確保かつ永続的に実施する必要があるものを通産大臣が指定特定施設として指定をいたします。その場合に、この指定特定施設が今後坑廃水処理にどのぐらいの費用を要するかというようなことも含めまして、鉱業権者が鉱害防止事業計画というふうなものをつくりまして将来の坑廃水処理計画を策定するわけでございますけれども、その策定内容を鉱山保安監督局長が十分に精査をいたしまして、将来のこの事業に支障がないと判断される水準で費用の額を算定して鉱業権者に通知を

する、こういう仕組みを考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 次に、事前の説明の折には、負担する能力は今のところ各社ともあると、そのように承りました。そして、その助成措置といたしましては税制上の措置に重点を置かれておられるようにございますが、損金参入、もうかっている場合は確かにそういうことで効果的だろうと思いが、なかなか水面下で損益ととんの企業の場合というのはなかなか落とせない、こういう場合に、むしろ金融の非常に有利な措置の方が有効的な感じがいたしますが、その辺はいかがお考えでございますでしょうか。

○政府委員(鈴木英夫君) 採掘権者等が拠出をいたします拠出金につきましては、ただいま先生も御指摘のように、平成四年度の税制改正で租税特別措置法を改正していただきまして、新たに損金参入の特例制度を設けていただいたわけでございます。そういった点で税制上の恩典があるということでございます。

さらにこの上に、この拠出金に対する融資制度でございますけれども、これは現在そういう制度はございませんけれども、実は拠出金額の低減につながるります発生源対策のための工事、こういうものにつきましましては金属鉱業事業団の鉱害防止資金融資というものの対象になることになっておるわけでございまして、これを積極的に適用しますことによつて発生源対策を十分やつてもらう、それによつて坑廃水処理のコストを下げる、これが拠出金額の低減につながるっていくというふうな考え方でやらせていただくことになっておるわけでございまして、さらに坑廃水処理については、先ほど来申し上げましたような自然汚染、他者汚染分につきましては補助金の制度等も適用されるということで、そういうものが相まちなましましてこの制度の運用に万全を期してまいりたいというふうな考えをおるわけでございます。

なお、今後、それではこのままでずつといけるのかということもございまして、鉱業権者

等になるべく負担をかけませんように、拠出につきましても六年間の分割拠出を認めるということに負担の軽減を図つておりますが、さらに今後経済事情の変化等によりまして何らかの措置が必要になるということもあり得るということでございます。そういう場合には、金属鉱業事業団によります鉱害防止交付制度をこの坑廃水処理にも適用すべきかどうかということも含めて、そういう経済事情の大幅な変更があつた場合には政策的、行政的な判断をし、必要な措置を検討させていただきますというふうな考えをいたしております。

○梶原敬義君 さらに、改正されるこの法案の三つ目の大きな柱といたしましては、指定鉱害防止事業機関制度を創設するということでございます。先ほど質問がありまして資源環境センター云々、この内容を若干もう少し基本的に補足説明をしていただきたいし、副次的な事業として予定をしていただきたいことがあるのかどうか。私も大分県でございますが、鯛生金山というのがあつて、その廃鉱跡を観光施設にして、お客さんがかつての金山の中をずっと、私も歩いたことがあるんですが、懐中電灯を持ってこの坑道を歩く、そこに観光客がどんどん来て過疎の村が栄える、そういうのも見えておりますが、そこら辺もどうのようにお考えになつておるのか、あわせて御説明をお願いいたします。

○政府委員(中田哲雄君) 指定機関の業務につきまして、現在団体設立に合わせまして検討しているところでございますけれども、御指摘の坑廃水処理事業以外の附帯的な事業につきましては、私も本年二月に鉱業審議会からいただきました建議がございまして、ここに触れられておりますように、最近ニーズが高まっております。展覧上国等の資源環境に係る技術協力にも積極的にお取り組みいただいております。また、委員御指摘のような休廃止鉱山地域の振興、特に鉱山跡地の利用等に資する事業を行うことも考えられるのではないかと、このように思つておるところで

ございまして、この機関に集積されます人材あるいは専門能力を活用いたしまして、またこの機関自体が魅力ある地域の職場になることを考えまして、地域社会に根差した事業を展開していただきたいものだというふうな考えをいたしております。

○梶原敬義君 ぜひ、これはそういう意味からしても幅広く頑張つていただきたい。最初が大事ですから、気合いを入れてやつていただきたいと思つております。

それから、指定機関の人的構成はどのように考えておられるのか。また、職員的身分保障等を十分考えていただきたいと思つておりますが、優秀な職員の確保を一体どうするのか、こういう問題。私企業からそこに人を移そうとするのかどうか、そういう場合にはいろいろとまた問題が出ると思つておりますが、心配があると思つておりますが、労働条件の問題とか、そういう問題もひつくるためにお考えを承つておきたいと思つております。

○政府委員(中田哲雄君) 指定機関の職員組織につきましては現在検討中でございますけれども、一般論として申し上げますと、坑廃水処理事業自体はそれぞれの鉱山ごとにある異なる事情があるわけでございまして、円滑な事業の実施のためにはその地域の状況を熟知した熟練が求められるわけでございます。このため、基本的には、現在各鉱山において坑廃水処理事業に従事している人が新しい組織の指定機関の職員に移る場合が多いのではないかと、このように思つております。ちなみに、現在担当職員が全国四十九鉱山合わせますと二百余名おられるわけでございまして、このうちの相当の部分の方が新しい機関の方に移つていただけるのかなというふうな思つております。

また、職員が永続性を持ちまして確実な事業を実施してまいりますためには、委員御指摘の身分保障あるいは優秀な若い職員も採用していくということが重要でございますので、これらの点につきましても十分私どもも考えながら指導していきたい

いというふうな思っておるところでございます。
○梶原敬義君 その人は人にかかわる問題ですから、十分な配慮をぜひ移行過程においてはしていただきたいと思えます。

次に、少しホットな金の話に移らせていただきます。少いんですが、私は今「日経サイエンス」一九九二年一月号を持っておりまして、そこで「菱刈と九州の鉱床」ということで九州大学の井澤英二という教授がまとめた資料と、それから同じく「黄金の国」ジパング 形成過程にある金鉱床」という資料を持っておりまして、私も読みました。少し金に対して知識が出たんですが、驚いたのは、九州の別府から島原に向けての火山地帯の周辺に非常に有望な金鉱脈があるのではないかと、こういうことでございます。特に、鹿児島はもちろんでございますが、大分県でも、大分県玖珠郡の九重町の国道二百十号線からすぐもう何メートルも行かないところに引治というところがあるんですが、この鉱脈が非常に有望ではないかということ、第一次探査、それから第二次のときに少しして、これから、ことし平成四年度、また本格的な探査をしていただけるように役場の方は期待をされているんです。過疎の町でありまして、その町長さんも、金が出るかと非常に活気づくんだがなというところで期待をしております。

そういうことで、これは全体といたしまして、余り時間ありませんが、国内の探鉱助成制度、平成四年度の予算は一体どのように全国的に見てなっておるのか、それを最初にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君) 国内の探鉱につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、金属鉱業事業団の資源開発調査、これが中心になるわけでございますが、およそ二十億円の予算を計上いたしております。

○梶原敬義君 広域地質構造調査で平成四年度七億四千三百万、それから精密地質構造調査で四年度予算額二億九千万、前年より少し減っておりますが、これはいただいた資料で間違いないで

すか。
○政府委員(黒田直樹君) ただいまの数字に間違いないと思いません。
なお、私申し上げましたのは、このほかに中小鉱山の探鉱等を促進するための補助金がございます。それを合わせて二十億円ということでございます。

○梶原敬義君 時間がほとんどなくなりましてが、そういうように全国的に金属鉱業事業団を通じて通産省の方も頑張っておられますが、こういう時期ですから、ひとつ渡部大臣、力を入れてもう少し積極的に前にゴーというような形で旗を振ってほしいな、このように思います。論文を読んでみまして、九大の教授もこれから非常に期待が持てるようなこともいろいろと書いておられて、まだ未知の分野が相当残されているように承っておりますが、大臣のひとつ旗振りの決意みたいなものをお聞かせをいただきたいと思えます。

○國務大臣(渡部恒三君) 国内鉱山の将来について大変温かい御心配をちょうだいして、まずお礼を申し上げます。
我が国の金属鉱山は、残念ながら今や資源供給に占める割合が大変少なくなつたとは言いがながら、我が国の鉱物資源の安定供給確保上最もすぐれた供給源として、また今後海外における鉱物資源開発を推進していく上での技術の涵養、人材育成の場として極めて重要な地位を占めておるというところについては、先生も私も同じ考え方であります。

このため通産省としては、金属鉱業事業団による国内資源調査、企業探鉱に対する補助金及び低利融資制度、減耗控除制度などの国内探鉱の支援促進策を推進するとともに、国内鉱山の経営安定化のための超低利融資制度である金属鉱業経営安定化融資制度の適切な運用を図り、国内鉱山の存続、発展を図ってまいらる所存でございます。
【理事松尾官平君退席、委員長着席】

○梶原敬義君 ありがとうございます。

時間がもう少しありますから具体的にちよつとお尋ねをしますが、先ほど言いました大分県の中西部、特に引治を中心とする金鉱脈の問題は何度も地元新聞に出ておりましたが、平成四年度、再度精密地質構造調査というんですか、何かそういう調査をやられるように承っております。現地の役場の方も何かボーリングしてくるんじゃないかという。もし具体的に今計画があれば平成四年度の、なければひとつ早急に対応していただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 先生今御指摘のように、大分県につきましては、金鉱床探査の重点地域の一つとして、平成元年度から九州中部地域の探査の一環としてしまして物理探査あるいは地質探査あるいはボーリング等を実施いたしておるところでございます。

御指摘のように、平成二年度のボーリング調査におきまして、引治地区におきまして、鉱脈の幅は約三十五センチと狭いわけでございますが、最高で金がトン当たり百七十一グラム、それから銀がトン当たり八百一十一グラムと極めて高品位の鉱脈の捕捉があったわけでございます。引き続きまして、平成三年度にもその直下の追跡ボーリングを行ったわけでございますが、こちらの方は余りまだ優勢な鉱光が出ていないということでございまして、引き続き平成四年度におきましても重点区域の一つといたしましてこの金鉱床の発見に努力をしていきたい、こういうふうな考えをしております。ただ、具体的にどこをボーリングするかというふうなことにございましては、現在まだ検討中の段階でございます。

○梶原敬義君 よろしくお願ひします。終わります。

○三木忠雄君 この法案についてはいろいろ議論されてきましたので、なるべく重複を避けて何点か伺いたいと思ひます。

金属鉱業事業団というのはいろいろありますね。今回の法律の中で基金の拠出、それから財団法人の資源センターをつくる、こういう問題がこ

の法律の一部改正の焦点だと思ひます。金属鉱業事業団が鉱害防止事業を今までやってきた、これにさらに財団法人、私は趣旨は賛成なんです。しかし、屋上屋を重ねるような組織、システムにならないだろうかという点が、趣旨はいろいろ違ふでしょうけれども、行政改革の立場からしてスクラップ・アンド・ビルドという立場で私たちが国会ですつといる議論をしてきました。そういう点から考えると、規模のしつかりした金属鉱業事業団でこれもやった方がいいんじゃないかというふうな感じも私はしないわけではないんですけれども、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団は、委員御高承のとおり、国のいろいろ資源政策の実施的機関として位置づけられておるわけでございますけれども、基本的には、特に坑廃水処理等につきましては技術開発の分野、それから坑廃水対策に資します融資制度、こういう技術あるいは金融面での支援機関ということをやつてまいっておりますわけでございます。

特に、今回の坑廃水処理につきましては、実際には現場でこの坑廃水処理をいろいろやっていかなければいけないというようなこともございまして、それをやる人々、従業員の方々はそれなりにやはり技術的な知識、実践的な技術的知識が必要でありますし、かつ、この鉱業権者が主体的に今後坑廃水処理対策をやつていきます上で、やはりPPPの原則に基づきまして鉱業権者が出捐をします機関で、かつ鉱業権者のもとにおります従業員、専門的知識を有します専門員を糾合して、この坑廃水処理を実践的に対応した方が効果的であろうと、こういう判断もいたしまして、特に今回は指定機関ということに分けたわけでございます。むしろ、金属鉱業事業団はそれに対しますいろいろな支援の面で力を尽くしていくということになるのが理想的ではないかと考えている次第でございます。

○三木忠雄君 趣旨はいいんですよ。いいという

前提のもとには私は、財団法人がいろいろありますね。だけれども、実際に本場に調査だとか研究程度の財団法人になるのが非常に多いわけですよ。そうすると、この資源センターというのは相当な力に要する。例えば、先ほどの議論からいいますと、二百余名の技術者を糾合すると、こういう形になつてきますと、相当な規模になつてくるんじゃないかと思ふんですよ、この財団法人というのは、相当な出資金も必要であるかと、あるいは実際の処理は十五億円でしょうけれども、管理費だとかいろいろ問題から考えていきますと、やはり出資金というのは相当な出資金がなければこれは維持できないんじゃないだろうかというような感じをするんですよ。

先ほど来の質疑を聞いておりました、出資規模はどの程度になつていくのか、民間でやるとおっしゃいますけれども、やはりある程度目鼻がついているんじゃないか、これざつとばらんに、やっぱり私たちがそういう点が見えないと安心した財団法人になつていくのかと、資源センターになつていくのかという点の危惧を、先ほどの質問を聞いておつてそう思ふんですけれども、その点についてはいかがですか。

○政府委員(中田哲雄君) 財団法人につきましては、業務、組織あるいは基金の規模等につきまして検討中でございますが、今いろいろな試案で検討をしておりますけれども、基金につきましては、管理費等から逆算いたしまして数億ないし十億程度を前提にいろいろ議論をしておるという状況でございます。

○三木忠雄君 財団法人設立の趣旨からいって、出資金は当然出さなきゃならない問題でしようけれども、先ほどの答弁の中でも、やはり業務を拡大していきたいという意向もあるんでしよう。私は、やる以上しっかりとつたものをつくつた方がいいと思ふんですよ、中途半端なものじゃなしに、後でいろいろ提言したいと思つていますけれども、やっぱり海外の廃水の問題とかいろいろな問題が出てくるだろうし、あるいは鉱業技術の開発の

問題等も含めて、いろいろ財団法人でこの金属鉱業事業団ができないものを分離するか何か強固なものにしていくとかいう方向を定めた方がいいよな、いろいろ勉強しておりまして感ずるので、これは、私のこれからの議論の中で重点か申し上げたいと思つております。

やはり出資金が十億ぐらいで二百余名の財団法人の従業員を抱えるとか、そういう形になつてくると、今までの民間で働いておつた技術者と財団法人に移る人たちの待遇とか身分保障とか、そういう問題についてももう少し具体的な説明を願いたいと思ふんです。

○政府委員(中田哲雄君) 職員数につきましては、先ほど申し上げました二百余名と申しますのは、現在四十九鉱山で坑廃水処理に当たつていらっしゃる方々のおよその数でございます。この方々がそれぞれ鉱山についての坑廃水処理につきまして熟知しているわけでございますので、相当部分が新組織に移つてくるだろうということを申し上げたわけでございます。

委員御指摘の待遇あるいは身分保障につきましては、事業の継続性を確保するためにも、また職員の活性化のためにも大変に重要なことでございまして、これから財団設立とともに検討していくべきものではございませんけれども、私どももいたしまして、十分な措置がとられるように配慮してもらいたいということで指導をしていきたいというふうな思つております。

○三木忠雄君 これは、資源労連等の資料を見ますと、やっぱり今各社で働いている技術者というのが高年齢者が非常に多いわけですね。この人たちが財団法人等に入つてきますと、やはり新しい人たちの採用をしていかなければならない、こういうサイクルになつてくるかと思ふんです。高年齢者になるべく卒業するか、そして新しい若手が入ってくる、この人材確保の問題というのが私は坑廃水処理をやるとしても非常に難しい問題だろうと思ふんですけれども、こういう人材確保の問題についてはどういふふうな観点に立つていま

すか。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおり、人材確保は今後の事業がうまくいくかどうかの大きなポイントでございます。現時点でどこまでの程度の人材を採用するのかという見直しは立っていないわけでございますけれども、現在それぞれの山で働いていらつしやいます主として高年齢の方が多いわけでございますが、こういう方の技術が十分に伝承される、若い方が意欲を持って働ける、こういう状況をつくるのが大事でございますので、そのようなことで財団の方にもお願いをしていきたいというふうな思つております。

○三木忠雄君 そういふ若い人たちが入るといふ立場を考えると、私は、しつこいようですけれども、金属鉱業事業団みたいなしつかりした、財団法人もしつかりするんでしようけれども、やっぱりそういう機構の方が、かえつて部の一部門にした方がよかつたんじゃないかというふうな感じがしないわけじゃないんです。これは私の意見として申し上げておきたいと思ふんです。

それで、先ほど来いろいろ議論が交わされておりますが、三百億の拠出の問題でしつかりと、これは大企業と中小企業、四十九機関とおっしゃっていますけれども、この立て分けはどういうふうなぐあひになつてまいりますか、鉱山の。

○政府委員(中田哲雄君) 四十九鉱山のそれぞれ坑廃水処理の実績に応じまして拠出をお願いするということにならうかと思つております。この実績をどのように見るかという点につきましては、それぞれの鉱山から事業計画の届出がございまして、これを精査した上で決めさせていただこうというふうな考えております。

○三木忠雄君 そうじゃなしに、四十九鉱山を持つていた企業、一応一部上場とか二部上場ありまふね。あるいは中小企業との関係は、どういふぐあひに見ていきますか。

○政府委員(中田哲雄君) 企業規模と申しますよりも、四十九鉱山は三十企業でございますが、それぞれの企業の坑廃水処理の実績に応じた拠出、

実績割と申しましようか、そういう考え方でおるわけでございます。

○三木忠雄君 いや、そうじゃないんだ。まあ三十でもいいですよ。三十の中で、一部上場とか大企業の方と、中小でやっぱり鉱山には零細もあるわけでしょう。その数はどういふ割合になつていられるかということですよ。

○政府委員(中田哲雄君) 大企業が十社でございます。十社二十鉱山でございます。それ以外が二十社二十九鉱山、こういうことになつております。

○三木忠雄君 そうしますと、十社の方はある程度企業としていろいろな点でやれる。経済事情がいろいろ変動しても、六年間安定的に拠出をするわけでしょう。この間に経済事情がいろいろ変わつてくる。これは大分今円高で市況が非常に下がつていられるわけですね、需要等の問題があつて。この問題が、どういふふうな経済状態が六年間続くかわからない。こうなつたときに、やはり中小企業あるいは零細企業の休鉱山を持つていられる人たちが、その六年間経済情勢が今のままで続けばいいと思う、今皆さん方が予想しているとおりのいいですけれども、経済事情が非常に悪くなつた場合に拠出ができない、税制上だつて、やはり損金算入といつても利益が出なきや出せないわけですよ。そういう点の問題になつたときの対応はどう考えているんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 現時点で、私ども三十社からヒアリングをした状況では、各社ともそれぞれ拠出が可能であるというふうな承つていられるわけでございますけれども、今後大変に大きな経済変動というものが起こりました場合には、その時点でどこがどのように影響を受けるのか見定めた上で、例えば金融措置について検討をするというふうなことになるかと思つております。

○三木忠雄君 これは意見だけですけども、中小零細企業の方は大変だろうと思ふ、鉱害処理の問題だとか採掘に費用をかけているとか。経済事情が変わつたときに、やはりこれに対応できるよ

うな体制だけは要望として私は申し上げておきたい。しつかり金融の面だとかあるいはいろんな面の援助をしてあげないと、せつかく一生懸命やろうとしても、拠出を恐らく業界では納得して貰えないと思うんですよ。だから、こういう財団法人資源環境センターをつくるんでしようけれども、やはり経済情勢の変動があつたときに、それに縛られておつき合いしなきゃいけない、出さなきゃならないとなつたときに経営基盤がおかしくなつてしまふんじゃないかと、こういう点を私は危惧いたすわけでございますので、その点はよく対応をしていただきたいと思います。

それから、一応三百億、坑廃水処理費として約十五億、これで行うわけでありませうけれども、やはりこの坑廃水処理の費用の低減化を図つていく。今、例えば全体で十五億、十四億何ぼですかかかつてはありませうけれども、やはり技術開発等によつて坑廃水処理の費用が低減できるんじゃないか。これは想像されないのでどうか、この点はどうか。

○政府委員(中田哲雄君) 技術開発の状況いかんによりましては、相当程度の低減も可能ではないかというふうな思つております。ただ、私ども、技術の動向も見ておられますけれども、拠出期間と考へておられます六年間程度、五、六年程度のタームで考へますと、現在の中和処理を中心とした技術から大幅に変わることにはなかなか難しいんではないでしょうか。したがって、現実に行われている技術、現実に行われている事業を前提に拠出の額をやはり考へざるを得ない、かように考へておられます。

○三木忠雄君 私は技術の専門家じゃないから技術の論議をしようと思いませんけれども、何か海外でパクリの方法をいろいろ導入したとか、坑廃水の処理に対する費用の低減を図るために、アメリカとかあるいはフランスとかカナダとか、いろいろ資料ももつておられますけれども、いろいろ努力をされているわけですね。こういう努力に比べると、こういう技術を導入するということにつ

いて大分抵抗があるというふうな話を聞いているわけですが、その点はやっぱり地形的に違ふんですか、それともアメリカやフランスあるいはカナダのようなそういういい技術があれば、やはり導入した方が私はいよいよな感じを素人なりに感じておられますが、この点についていかがですか。

○政府委員(中田哲雄君) 坑廃水処理技術につきましては、坑廃水の性質でございますとか、あるいは自然条件、地質、環境の違いなどもございまして、外国の技術が直ちに適用できるかどうかという点については検討が必要であるわけでございます。また、他方で微量金属を含む坑廃水の処理あるいは酸性水の処理につきましては、日本の技術もこれまた世界の第一級の水準にあるというふうにも自負をしております。

ただ、このような状況がございませうけれども、海外のいい技術を取り入れることは日本の鉱山、鉱業のために非常に大事なことでございまして、私ども、できるだけアンテナを高くしてそういう技術を吸収しながら、可能なものについて国内の鉱山に普及をしていきたいというふうな考へます。

○三木忠雄君 もう一つ、考へ心ながら、運用益で処理し切れないというふうな状態が起つてくるとした場合に、例えば今十四、五億で処理ができておられますけれども、これが運用益で坑廃水処理ができないというふうな場合には、どういふ財政措置か何か考へていくおつもりなんでしょうか、その点について。

○政府委員(中田哲雄君) 幾つかの考へ方があるわけでございますけれども、一つは例えば堆積場のように大型の工事を必要とするもの、こういうものにつきましては、拠出が完了して実際にこの果実をもつて対策を行う以前にこういうものをつくつておく、今のうちに、各企業が体力のあるうちにこういうものを用意していただくというのが第一でございます。

それから第二に、委員御指摘のように、技術開

発等によりましてコストの低減を図つていく、これまでも人件費、原材料費等のコストアップを事業の合理化なり技術開発で吸収してきたという歴史があるわけでございますので、将来のコストアップに備えて極力技術開発等を進めて余力を持たせるといふことが大事だろうかと思つておられます。

それから第三に、こういうふうなことをいたしましたとしても、さらにこれだけでは対応できないような大きな問題が起る、あるいは大きな工事が必要となるという状況になりましたときには、それぞれの状況を見ながら、自治体等とも御相談しながら対応策を検討していくと、かようなことにならうかと思つておられます。

○三木忠雄君 人材の確保の問題、あるいはその運用益でいろいろ坑廃水処理の技術開発をするにしましても、この資源センターが成功してらわなきやならない。鉱業事業団でいろいろ坑廃水の今までやつてきた技術もあるわけですが、助成をいろいろ育ててきた、あるいはまた、今入らうとしている二百何名のこの坑廃水処理に対する技術者、こういう人々を含めて。

それから昨日ですか、余り確かな話は聞いていないんですけども、通産大臣が開発と環境という問題でいろいろ講演をされたという話を一部の新聞で見ました。私は非常に大事な問題だと思つておられます。やはり開発と環境という問題をどうするかという点で、海外の鉱山等の問題について、アマゾン川の水銀の問題が話題になったり、いろんな地域で開発に伴う鉱害という問題が、日本が開発協力するといふ問題についても、この坑廃水の海外における技術協力とか援助とか、そういう形をやつていかなきゃならない問題が早晩来るんじゃないかという私は考へなわけですね。

こういう問題等も含めて、やはりせつかくつくる資源センターですから、こういう海外に向ける坑廃水処理の技術協力だとか開発だとか、あるいはまたこれからやろうとしている坑廃水の処理であるとか、あるいは今までの公害防止事業団、鉱害事業団、金属鉱業事業団でやつているそういう

部門も統合した方がむしろやるんであればいいんじゃないか、こういうふうな感じもするわけですね。むしろ金属鉱業事業団というのは、新しい方向、探掘するとか調査するとか、そういう方向に入つて、比較的鉱害というのの一部門で今まであつたわけですが、せつかくこういう坑廃水の処理機関をつくるわけですから、そういうものを統合して、さらにそういう問題に対するしつかりしたセンターをつくつておくべきではないかと、こういうふうな考へるんですが、これは大臣に方向性だけ聞いておけばいいと思つておられます。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおり、技術の問題というのは、これからの鉱山の問題として非常に重要だといふように私どもも認識しております。指定機関の業務につきましては、まだ検討中でございますけれども、ぜひこのような技術面についても取り組みができるような体制になつていただくとありがたいなと、特に海外の鉱山との技術協力の問題等についても、ここが一つの日本の核になりまして協力ができるような体制ができればいいなというふうな思つておられます。

それから、研究開発の問題につきましては、これはいろいろ段階があるわけでございますけれども、基礎研究もありますれば、実際の鉱山に應用する応用的なものもあるわけでございます。基礎研究の部分につきましては、どうしても民間企業だけでは難しい点もあるわけでございます。金属鉱業事業団にもこれからもやつていただかなければならない面が多々あるわけでございます。また工業技術院傘下の研究所でも研究をしていかなければならない問題もあるわけでございます。

今度の指定機関につきましては、これらの国の研究所あるいは金属鉱業事業団、またそれぞれ出資、出捐元であります鉱山各社とも十分に連携をとつて、技術の情報交流の一つのコアになつていただくとありがたいと、かように考へておられます。これからの財団をつくりたいというふうな意見を申し上げていき

○国務大臣(渡部恒三君) 今、三木先生からのお尋ねに政府委員から事務的な答弁をいたしましたけれども、私は過去の経験の中からやはり経済と環境を両立させていくこと、相反するかに思われるこの二つの命題に取り組んで、これを両立させていくことが政治であり、新しい時代を豊かに繁栄させていく我々の責任でなければならぬ。それは技術である。過去二十年、我が国は技術によってこれを克服してきた経験があります。今後の我々の当面する問題、これもまさにこの環境と経済、あるいは成長と申し上げていいかもしませんが、これを両立させて人間の豊かな幸せをさらに進めていくことだと、それは技術だと、そういう考え方から今回の指定機関についてもこれを育ててまいりたい、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

○三木忠雄君 それじゃ、もう余り時間がないから、レアメタルの問題で一、二、伺っておきたいと思うんです。

海外の市況状況ですか、あるいは円高等、あるいは国内の需要の問題等でレアメタルが非常に下がっているわけですね。こういう問題と、レアメタルの備蓄の問題等について基本的なご質問をどうお考えになっているか、その点についてまず伺っておきたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) レアメタルは、鉄鋼業とか電子工業を初めといたしまして産業活動にとって必須の重要な資源でございますけれども、一方で供給構造を見ますと、我が国の場合にはほとんど全量輸入に依存している。しかも、その輸入をいたしている国がかなりの鉱種において生産が偏在している。したがって、輸入先がかなりの偏在している。あるいはその生産開発面が、一部の国際資本によって生産開発が行われているといったような、ある意味で非常に供給構造の脆弱性があるというふうにも認識いたしております。

そういうことから、我が国といたしましては、昭和五十八年度から経済安全保障の観点を踏まえ

まして官民の協力によってレアメタルの備蓄を実施してきている、これが現状でございます。現在、鉱業審議会の答申を受けて、コバルトとかクロム、ニッケル等七つの鉱種につきまして、平成七年度末までに官民合わせて国内消費の六十日分を目標に備蓄を推進してきているところでございます。現在時点は、平成三年度末におきまして国家備蓄が三十一・八日分、それから民間備蓄が十三・六日分ということで、合計四十五・四日分の備蓄を達成しているというのが現状でございます。

私も、ただいま申し上げました平成七年度末に六十日分を達成するという目標に沿って、今後とも着実に備蓄の推進をしていきたい、このように考えているところでございます。

○三木忠雄君 将来の問題として、超電導等が実用化されてきますと、相当なレアメタルの必要と産業の展開によって需要が相当喚起されるというような問題が予想されるんですが、そこはどうですか。

○政府委員(黒田直樹君) おっしゃるような、いろいろな発展も予想されることではございますし、また需給動向あるいは供給構造というものもそのときどきまたいろいろ状況によって変わってくるものと思っております。したがって、私ども、現在のところ平成七年度末、先ほど申し上げましたような備蓄の推進を行っているわけでございますけれども、つとに鉱業審議会におきましても、その鉱種であるとか、あるいは量はどうかといったものはその状況の変化に応じて見直していくべきことも指摘されているわけではございます。状況の変化に対応できるように今後とも目配りしながら備蓄の実施を推進していきたい、このように考えております。

○三木忠雄君 これは、備蓄の費用は大体どのくらいかかっているんですか。本年度三・三日分増加するわけですね。それを国とそれから金属鉱業事業団でやっているわけですが、それと民間

の備蓄に対する財政援助、この問題について具体的な数字があれば教えてください。

○政府委員(黒田直樹君) 備蓄の予算につきましては、一般会計で金属鉱業事業団が備蓄のために必要な資金を借り入れるもの全額を利子補給をいたしております。その予算額が、平成四年度におきましては十八億七千万円でございます。なお、備蓄のための借入金でございますけれども、従来は金属鉱業事業団が市中金融機関から調達いたしておりますけれども、平成四年度から財政投融資資金を充当するというところで、金利負担の軽減に努力いたしているところであります。

○三木忠雄君 ことしから財政投融資に変えたというの、長期にわたって備蓄をしなければならぬということ、低利の融資を受けた、あるいは受けたという考えのもとに財投に変えたんですか。

○政府委員(黒田直樹君) 通常の場合、市中の金融機関からの金利の方が財政投融資資金よりも高いわけでございます。したがってある規模の備蓄をいたそうといたしますと、市中から借りた場合には財政投融資の場合よりも、一定の量を行うものに対する利子補給額を一定といたしますと、どうしても少ない量の備蓄を実現することしかできないということになるわけでございます。したがって、金利負担をできるだけ軽くし、逆に言うると、先ほど申し上げました十八億円の予算でできるだけ多く備蓄を実施できるように、こういうことでこういう財政投融資資金の導入を財政当局と御相談して決めましたものでございます。

○三木忠雄君 これは相場のことだから資源エネルギー庁に聞いてもわからないけれども、どうなんでしょうか、今これ大体底と見ているんですか。備蓄をずつとやってきて、平均的な予想された金額よりもずっと低いと見ているんですか。大体想定された相場と備蓄をしてきた、こういうような考え方でいいですか。もし安ければ、七年にやるやつを前倒して、財政投融資等を来年なら来年の予算で早くして、備蓄をしっかりとやっておい方がいいんじゃないか。

○政府委員(黒田直樹君) 確かに、市況というのが必ずしも予算の年度と連動して動いているわけではございませんので、結果論として見ますと、後であるときの方が得だったというようにあるかもしれないけれども、ただ、現在いろいろな他の施策も含めまして、予算をその年度年度によって変えるわけにもまいりませんし、安定的にやはりそういった備蓄の実施も行っていく必要があるかと考えております。

ただ、先生おっしゃいましたように、もちろんこの年度におきまして、かつ、先ほど申し上げましたようにいろいろな鉱種の備蓄を実施しているわけではございます。できるだけ効率的な使用が図られるよう運用面では最大限の努力をいたしているところでございます。

○三木忠雄君 最後に、通産大臣、貿易黒字が随分あるわけだから、こういうときに輸入を強化していくという意味においては、こういう問題はいろいろ差はあると思いますが、当たり外れというのか、あるいは相場の問題ですか、いろいろな点はあろうと思っております。こういうときにまとめて備蓄の問題はやはり早く推進しておいた方がいいんじゃないか、こういうふうな考え方を私は持っているんですが、通産大臣のお考えを伺って、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(渡部恒三君) 大変貴重な御意見でございます。私もこのように考えておりますので、今後に対処してまいりたいと思っております。

○委員(岩本政光君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤忠孝君 金属鉱業の鉱害対策の重要性は、これは広大な地域に莫大な農業被害、漁業被害を与えたこと、さらには、特に神通川ではイタイイタイ病まで発生してしまつたということ、これをほつておきますと、人類の生存の基盤を揺るがす問題だということにあると思ひます。しかし、対策は大変おくれたおつたと思ひます。

これは、一九一〇年ごろからイタイイタイ病が発生しておつたんですが、なかなか対策がされないうまま裁判に立ち上がったのは一九六八年、七二年に裁判は決着をいたしました。その結果、イタイイタイ病に関する警約書、さらに土壌汚染に関する警約書、公害防止協定、この三つの協定が作成されました。それ以来、このカドミウム被害地域では二十年間にわたつて毎年この協定に基づいて立入調査を行つています。

私自身は、イタイイタイ病裁判の弁護団におりました、その後も二十年間、毎年じゃありませんけれども、ほとんど立入調査に参加してまいりました。この経験というのは、被害者の目で物を見るということ、それから専門家、科学者の知識を活用すること、それから企業の努力、この三つがそろいますと公害対策は十分できるし、また公害根絶は可能であるというのが私自身の確信であります。

実際、例えば二十年前の立入調査が始まつたときには、廃水中のカドミウム濃度は九PPb、最近は一・四、だから九が一・四に下がつてゐるということでありませう。自然河川のカドミウム量は

○一PPbですから、今被害地域では、企業の努力も含めて自然界と同様にしよう、こういう努力がされております。最初のころは、大変我々と企業の側とは嫌悪な状況にありまして、しよつちゅう大げんか、大論争しました。しかし、そのうち我々が連れていった科学者の知恵を被害者の目で活用し、適用しますと、恐らく神通山は鉱害対策では日本一、ということは恐らく世界一の技術とノウハウを持つたと思ふんですね。大変これはすばらしいことだと思ふんですね。

○國務大臣(渡部恒三君) 戦後、日本の経済が発展を遂げました。その中で、最大の問題は公害問題、環境問題、人の命は地球より重いということでありませうから、これは極めて重大な問題です。

しかし、それなら産業はつぶれてもいいのかということになれば、産業によつてそこで働く人たちが職を得、また社会的な大きな役割を果たしておるわけでありませうから、私は、今日我々に与えられてゐる課題はこの環境と経済というものをいかに調和させ、両立させるかであらうと思ひます。それは技術であつて、今先生から神通山について技術開発の努力についての評価がありまして、これも、これからの一層、今日地球に優しい産業というようになつていきたいと思います。

○近藤忠孝君 産業と環境との調和ということ、環境とその調和が強調されたために公害対策がむしろ無視されて公害が出てしまつた、こういう歴史があるんですね。ですから、まず環境を破壊しない産業ということがやっぱり大事だと思ひますね。それなりに費用はかかります。今までの休廃止鉱山に対する費用もかかるし、またこの法案

によつてもそれはかかるんですが、私が指摘したい点は、発生した公害の結果あるいは復元の費用に比べて公害予防の費用はそれほど高くないんだということなんですね。

まず指摘しますと、今まで三井金属が被害地域に払つたのは、賠償金がこれは三十三億円です。これは二十年前の一人一千万円で計算してありますから低いので、実際もつと大変な莫大被害だつたと思ひますね。それから、介護手当が十三億、医療費が二十一億、復元費用が、三井が負担した分が百二十億、全体は三百二十八億円で、これは大変莫大な損害だと思ふんですね。金に計算できない被害が大変あると思ふんですね。

それに対して、今まで三井がかつた費用は、委託研究費、字者に委託した費用が九千六百七十三万円です。それから立入調査費、これは専門家も行く場合は法律専門家とやらと向こうで費用を負担してくれるんですが、専門家の手当が五千三百九十一万円、二十年間です。だから、年間二、三百万の費用でこれは対策が立てられるわけですね。それで、実際それに基づいて投資した額は、これは廃水処理が六十億、排煙処理が二十四億、休廃止は五億円で、ですから、発生してしまつた被害に比べて、このうち廃水処理、排煙処理は操業中のもので、それから、費用ではないので、私はやっぱり万全の体制をとるべきだと思ひます。これは意見にとどめます。

そこで一つの質問は、もつた資料によりますと、鉱害防止などの工事費の補助金、これが大体毎年三十億ぐらいです。これは補助金ですから、そうするとか、実際の総額というのはどれほど年間全国でかかつてゐるんでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 現在の休廃止鉱山におきますと、鉱害防止事業の年間事業費総額は、義務者不在鉱山で約三十三億円、義務者存在鉱山で約三十億円でございます。合計いたしますと、六十三億円程度ということでございます。

○近藤忠孝君 次に、今回の特色である鉱害防止

事業基金についてお聞きします。この基金に対する拠出の義務づけが各企業に義務づけられる最初の時期はいつか。そして、今度は指定機関による事業、これが始まる時期はいつからですか。まず、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(中田哲雄君) 法律に基づきます手続といたしましては、基金への拠出に先立ちまして、まず特定施設の指定というものが行われまして、次に、鉱害防止事業計画の届け出、そしてこの届け出を精査いたしました上で、鉱山保安監督局長が算定した額を通知して拠出額が固まるわけでございます。その後、各企業が拠出するわけでございます。

具体的にこの時期がどうかということでございますけれども、仮に年末までに法律が施行されるということになりますと、平成五年度から拠出が開始されるわけでございます。拠出が六年以内というところで分割拠出を認めておられますので、この期間をフルに使いますと、それから六年後に拠出が完了して事業が開始される、かようなことになると思ひます。

○近藤忠孝君 そうしますと、休廃止しましても、その後の当面の対策費用は鉱業権者が支出をする。それで、ずつとやつてきて一定期間やつて、しかしまだ安定しない、要するに流出しておると、そういうときに初めて指定になるわけですね。指定になつた後六年間かけて積み立てて、その間はやはり鉱業権者の負担だと思ふんですが、そして積み終つた後初めて指定機関が事業を開始すると、こう聞いていいですか。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおりでございます。指定機関が事業を開始いたしますのは基金への拠出が終了後でございます。その間は採掘権者等が鉱害防止事業を行つていくということになります。

の答弁では何かこれは全部対象になるかのような答弁でしたが、全部対象に直ちになるんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 四十九鉱山は、あくまで新制度の対象となり得る鉱山でございます。つまり、四十九鉱山の中に事前の工事をいろいろやるところが仮にありまして、この工事期間が終わった後に届け出その他が行われるわけでございまして、そういう意味では全部四十九鉱山が一斉にということではないわけでございます。

○近藤忠孝君 そのような工事をして、結果的にまだ要するに流出が安定しないという場合に初めて指定になると、そういううぐあいに聞いてよろしいですね。

○政府委員(中田哲雄君) 発生源対策が実施中の鉱山については、先ほど申し上げましたように対象にならないわけでございます。これらの工事が終わりましたら排出量その他が安定すると、その時点で初めて対象になるというところでございます。

○近藤忠孝君 この法律の適用というのは、個々の休廃止鉱山個別に検討されるといううぐあいに聞いております。となりますと、休廃止鉱山というのは、ここに指摘された四十九鉱山以外にも、まだ操業中の鉱山が持っている休廃止鉱山、例えば神岡にも相当数の休廃止鉱山がありますね。しかし、このようなものは、個々の特定施設ごとに検討するとなれば、休廃止鉱山なので、こういったものは今回この法案では対象になるんですか、ならないんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 一部使用を終了しております区域がある場合があるわけでございますけれども、その鉱山全体が操業しているという状態にある場合には、一部の区域が操業してございまして休廃止鉱山とみなすのは無理があるわけでございまして、この場合には新制度の対象にはしないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、神岡鉱山の場合に、国内では比較的鉱床がいいようですが、技術も優秀なようですが、将来ずっと先はわからぬけれども、当面というか相当の長期にわたって神岡

鉱山に今ある休廃止鉱山、それは今回の法案の指定対象にはならない、こう理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 御指摘のとおりでございます。

○近藤忠孝君 今地元で一番心配しておりますのは、先ほど申し上げたとおり、二十年前に九Pb bだったものが一・四まで下げた。今後、さらにこれを下げて、〇・一Ppbまで目指そうと、企業もその姿勢を示しています。となりますと、先ほどの話だと、まず水質汚濁防止法による基準があつて、それと鉱山保安法が上乗せをして、しかし、さらにこの地域では住民との協定あるいは住民の申し出を受け入れて、さらに高い基準を設定されていきますね。問題は、しばらくの間はかなり長期にわたって神岡は指定にならないけれども、しかし将来永劫ならないわけはないですね。将来、やっぱり鉱脈がなくなり採算が全く合わないとなると、全山が休廃止鉱山になる可能性があるんです。その場合、せっかく住民がイタイイタイ病発生、しかも裁判、しかも企業の努力、専門家の知恵、こういった経過を経て相当高い水準まで到達したこの水準が将来どうなるのか。私は、経過から見れば絶対この水準は下げちゃいかぬと思うんです。そういう保証はあるんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 法令上の基準を超える、あるいは監督局部長の指示を超えるような水準のものを国が強制することはなかなか難しいわけでございますけれども、鉱害防止対策が後退するということは非常にうぐあいが悪いわけでございます。採掘権者と地元との取り決めがある場合には、私も、この取り決めの内容が鉱害防止事業計画に反映されることになるだろうというふうに見ておまして、これに基づいて抛出なり事業なりが行われるべきものというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうすると、これは実際上通産省の指導だと思つていただいても、事業計画が出た場合に、今までの到達点を十分反映した計画であ

るようになると、そうでない場合にはそういううぐあいに指導する、そういったことはお約束いただけますか。

○政府委員(中田哲雄君) 鉱害防止事業計画の内容等を十分調査させていただきます。また実態も見させていただきまして、必要な指導をしてまいります。

○近藤忠孝君 ちょっと不明確で、これ事前のレクではその事業計画の中でそれが十分反映するよう指導しますという明快な回答があつたんですが、今の点とその点がちよつとほけて不安なんです。せっかくここまで到達したこのものが、しかもこれは自然界と同じでない、私に言わせれば鉱山保安法の基準であつても自然界は相当高いわけですから、これがそのままずっと流れ続けると再汚染のおそれもあるんです。再汚染を防止しなければ、土壌復元で既に三百億円以上かかっているんだから、まだ全部終わっていませんから、もつとかかるんです。せっかく国の費用もかけ、また企業の費用もかけ、住民の努力もあつて復元した土壌にまた再び、仮に量が前に比べて少ないとはいへ、イタイイタイ病の原因となつたカドミウムが含まれた土壌になつたらこれは大変な話でしょう。せっかく住民の意向が反映されて到達した水準は十分事業計画に反映すべきもの、これは当然じゃないですか。

○政府委員(中田哲雄君) その時点におきます鉱山の実態、それから住民の方々との協定のあり方、さらにまた会社側がつくり出す鉱害防止事業計画の内容、こういったものを十分見ました上で適切な指導をしてまいりたいというふうに思っています。

○近藤忠孝君 適切な指導の中に、事業の状況、例えば資力がなくなつたら対策も少なくていいと、まあ三井金属が鉱業権者だからそういったことではないかと思つていただけますけれども、しかし一般論から見ればそういったことにもなりかねないんじゃないでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 鉱害防止対策が後退す

ることのないように適切な指導をしてまいりたいと考えております。

○近藤忠孝君 そういう答弁を待つておつたんで、もう一つお聞きしたいのは、私が先ほど申し上げたとおり、これはもしも三井金属が雇つたら相当な費用がかかるほどの優秀な学者をたくさん連れていって、例えば植栽やなんかについても相当研究が進んで、あの地に適した植栽が既にもう実現しかかっているんです。そのほかのすべての対策が私は世界一と言つていいと思つて、となりますと、これは私は今後の指定機関が全国で行う鉱害対策に十分にこの到達点は反映されるべきものだと思うんですが、どうですか。

○政府委員(中田哲雄君) 私どもも、神岡鉱山につきまして長期にわたって植栽技術の改良等に取り組みましておるといふことを伺つておるわけでございます。特に、急傾斜地におきます土どめ法でございます。非常に合理的な実効性のある手法を開発されておるといふふうに向つておるわけでございまして、これらが、自然条件その他各鉱山それぞれ違つてございまして、応用できるものにつまましては今後全国的にも普及させていきたいと、かように考えております。

○近藤忠孝君 指定機関がこれから事業を始めていく場合、各地でやっぱり関係住民はたくさんおると思つておるんですね。その関係住民はたくさんおるとこの指定機関に持つていくという場合に、これはちゃんと受けとめてもらえないでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 指定機関が現地で事業を推進するために、住民の方々との意思疎通というものは事業の円滑な実施のために必要である、不可欠であるというふうなふうに思つております。

○近藤忠孝君 もちろん不可欠であるので、申し入れた場合にちゃんと交渉に依り、かつそういう機関は期間と機会、これは十分設けてもらえる、そういううぐあいに理解してよろしいですか。

というのは、指定機関の方が、私はこの法律に基
づいてやっているの住民は関係ないといつて全
然会わなかったり意見に耳を傾けない場合には、
これはしょうがない、住民は東京まで来て鉱山保
安局へ談判しなければいけません。それじゃやっ
ぱりむだだしね。問題は、神岡の今までの二十年
間の経験もそうだけれども、実際一緒にその場
におつて、これはこうだ、これをあせせい、いや
技術的に無理だ、いやこうすればできると、そう
いうぐあいにやって初めて一步一步前進してきた
ものなんです。それを東京へ来て抽象的にあれ
やこれや言つたって大体わからないんだから、や
っぱりまず現場で第一義的に住民の意見がある場
合には反映する、こういった姿勢が必要かと思
うんですが、どうですか。

○政府委員(中田哲雄君) ただいま申し上げまし
たとおり、指定機関の事業の実施に当たりまして
は、事業の円滑な実施を図るために、地元の皆様
方との意思疎通を図ることが非常に重要であらう
というふうに私も認識をしております。ただ、ど
のような形で意思疎通を図るのか
という点につきましては、それぞれの鉱山の実際
等にもよるわけでございますので、ケース・バイ
・ケースで判断していくのがよろしいのではない
かというふうに考えております。

○近藤忠孝君 次に、法案の十三条第四項にこう
いう規定があります。事業機関が鉱害防止業務を
実施している範囲内で採掘権者の鉱害防止義務を
解除しようとする。これはちよつと読み方によつては
いろいろな解釈の仕方が出てくるんで、被害地では
ちよつとこれ心配しておるんですが、これは正確
にはどのように解釈すべきですか。

○政府委員(中田哲雄君) 第十三条第四項の規定
は、指定機関が実施しております鉱害防止業務の
範囲内で、これらの施設にかかります採掘権者
等の鉱山保安法上の鉱害防止義務が解除されるこ
とを定めておるわけでございます。つまり、指定
機関が実施していない鉱山保安法上の鉱害防止義
務でございますとあるいは危害防止義務の場合

によりますと採掘権者等、これらの義務で指定機
関が行わなかったものについては、その義務が採
掘権者等に残留する、こういう規定でございます。
○近藤忠孝君 そうすると、こう理解していいで
すね。基本的には第一義的に採掘権者に鉱害防止
義務がある、これは変わらないと。ただ、この指
定機関がやる範囲ではダブりますから、そのダブ
る範囲においては責任が解かれる、こういう解釈
ですね。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおりで
ございます。
○近藤忠孝君 それから、我々が山へ二十年
間みんなで手分けして入つていまして、何年ぶり
に行つて初めて、ああここにもこんな汚染があつ
たとか、それからこちらの谷はきれいだけれども
こちらの谷は汚染されている。それらが合流して
下流は汚染されている。じゃこれはやっぱり清濁
分離をしよう、それでそういう対策がされてい
るというのを二十年の間に新たに発見した場合と
いうのはこれは随分あると思うんです。幸い、こ
の地域はこれだけの被害が発生した地域ですから
それは一生懸命やっております。しかし、全国各
地ですべてこういう体制があるとは言えない
わけですね。となると、私は相当行政による常時監
視体制、中に行きますとずり山が、要するに鉱滓、
廃滓がもう山のように谷間にいまだに捨ててある
のを発見する、そういう場合もあるわけですね。何
しろ広大な範囲ですからね。人がふだん踏み入ら
ぬ範囲ですから。この辺の常時監視体制はどうな
つていますか。

○政府委員(中田哲雄君) 一般的には、鉱山によ
りまして定期的な水質の測定等々あるいは巡回等
が行われておるわけでございますし、さらに鉱山
保安監督局におきましても必要な水質測定等の
監視体制をとつておると思っております。
○近藤忠孝君 鉱山保安法による規制はかなり厳
しく、かつては皆さんだんだんだけれども、イタ
イタイ病などが発生し社会の批判が高まる中で
かなり厳しく行われてきた、現に行われているこ

とはこれは認めます。ただ問題は、これは環境庁
に対する質問ですけども、通産省だけに、鉱山
保安行政だけに任せておつていいのかという問題
がある。それは何しろ広大な地域ですし、しかも
緑の問題、それから先ほどの植栽の問題また下流
域に対する水の問題等々極めて広範囲な問題が多
いんですね。これに対して環境庁はどのように考
え、この問題にどのように対処するおつもりかお
聞かせいただきたいと思つております。
○説明員(橋本善太郎君) 御案内のように、我が
国でも旧足尾銅山のように極めて甚大な自然破壊
が起きたという例がございますことは事実でござ
いまして、このようなことは再び起こってはなら
ないわけでございます。そのような観点から、環
境庁といつたしましても十分注意深く見守つてま
いらいたいと考えております。

○近藤忠孝君 もちろん十分にやつていけばいい
んだけれども、もうちよつと具体的に。というの
は、この部分は鉱山保安局が自信を持っていまし
て、この辺は我々が任されている、環境庁なんか
関係ないというふうな、まあそこまで持っている
のかわからぬけれども、それくらいの気概を持
つて臨んでおるんです。それはあくまで産業の側で
すからね。やはり大きな地域の自然の保全、しか
も大規模な植栽が極めてやりづらい地域ですよ。み
んなの研究によつてかなりの程度まで進んではお
うけれども、まだ森林の問題にしまして、それか
ら谷川の水の問題にしまして、それは皆さんの
問題を含んでおるんですね。それを鉱山保安行政
だけに任せておつていいんだらうか。通産省の方
は、もう自分たちだけで大丈夫だと自信を持って
やつてもらつて結構なんです、大いにやつてほし
いんです。ただ、それだけで、環境行政という面
から見て、今のような御答弁で果たしてこれが国
民的視野に立つて大丈夫なんだろうか、もうちよ
つと積極的に踏み込む部分がないのだからかと思
うんですが、いかがですか。

○説明員(橋本善太郎君) 自然環境の破壊ある
いは自然環境の保全という立場からしまして、や
はり破壊の規模の問題であるとか程度の問題であ
るとかいろいろあるかと思つております。その辺を十
分勘案しながら私たちも対処していくことになる
うと思つております。
○近藤忠孝君 終わります。
○古川太三郎君 先ほども同僚議員が聞かれたか
と思つておるけれども、金属鉱業事業団の上に、上
にどうの別指定鉱害防止事業機関というの
を設置される。その意味はわかることはわかるん
ですけれども、本来ならば事業団のところでの
事業も遂行していいんじゃないかというのが一般
的にはそう考えられるんですが、特になぜ別にす
るか。これは鉱害について、本当にこれからその
事業についてはもっともつと発展的に考えていき
たいんだというふうな趣旨がやっぱり含まれてい
るものなんですか。そのことをちよつとお聞
きたいんです。

○政府委員(鈴木英夫君) もとより、この坑廃水
処理につきましては、金属鉱業事業団が実際に処理
を担当するということも考えられないわけではな
いんですが、私どもこの法案を御提出するに当た
りましていろいろ検討をいたしました結果、まず
第一に、やはりこれは現在の法体系のもとでは、
この種鉱害はPPPの原則といえますが、原因者
が責任を持って対応してもらつたということが非常
に大事でありますので、そうした点から鉱業権者
等が出捐する民間の財団法人が行つていくとい
うのが適切であるというのを第一に判断したわ
けでございます。

それから、さらに加えまして、この坑廃水処理
の任事は実際の実務でございますので、やはり指定
機関がやりますことは、個々の鉱山の施設ごとに
坑廃水処理の実務をやつていくと、実際の処理施
設の運転でありますとか極めて実務的なことでご
ざいますので、そういう点では、やはり民間で
技術を培つた方が主体的にやつていただくとい
うのが一番効率的ではないかというふうに考えた
わけでございます。特に、金属鉱業事業団は、い
ろんな面での国内金属鉱業に対します支援を行

は、指定機関が実施しております鉱害防止業務の
範囲内で、これらの施設にかかります採掘権者
等の鉱山保安法上の鉱害防止義務が解除されるこ
とを定めておるわけでございます。つまり、指定
機関が実施していない鉱山保安法上の鉱害防止義
務でございますとあるいは危害防止義務の場合

は、指定機関が実施しております鉱害防止業務の
範囲内で、これらの施設にかかります採掘権者
等の鉱山保安法上の鉱害防止義務が解除されるこ
とを定めておるわけでございます。つまり、指定
機関が実施していない鉱山保安法上の鉱害防止義
務でございますとあるいは危害防止義務の場合

ており、すけれども、基本的にはそういう支援を行う機関として位置づけ、実際の実務は、やはり民間でやっていただくというのが最も効率的ではないかというのが今回の結論でございます。

○古川太三郎君 金属鉱業事業団の鉱害対策というのにもあることはあるのだからと思うんです。それにまた、指定鉱害防止事業機関を設けるというのならば、これは坑廃水対策だと思わなければいけません。金属鉱業事業団だけの鉱害対策、これは一体どういう役割になつてくるのですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団がこの坑廃水対策についてやっておりますことは、一つは、民間ではなかなか行いがたい新しい技術の開発、特に応用技術を中心に行つて技術開発の仕事をやっております。それから、坑廃水処理を行うに当たつて、鉱業権者に対しまして融資、そういった面での金融上の支援をするというふうな仕事を主體的にやっております。今度新たに設けられます基金の管理を行うことになるわけでございます。

○委員長(岩本政光君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として市川正一君が選任されました。

○古川太三郎君 私が聞いているのは、金属鉱業事業団のそのものの鉱害対策、この役割というのは一体どういうものかと申し上げておられます。

○政府委員(鈴木英夫君) ただいま申し上げましたように、金属鉱業事業団は金属鉱山が行います鉱害防止活動に對しましてさまざまな支援を行つておるといふことでございまして、技術開発あるいは金融上の支援という点で側面的な支援を行つておるわけでございます。

○古川太三郎君 先ほどの同僚議員の発言にもありましたが、鉱害防止の費用というのと復元費用というのとは非常に性質も違うだろうし、後

にやるといふことは大変な負担がかかってくる。そういう意味から、金属鉱業事業団のものも鉱害対策についてやはり真剣に考えていられるんだろうと思つておられます。これは開発とか探査をされる部分もございまして、そのところで鉱害対策についてはどういふ分担をされているのか、そのことをお聞きしたいのです。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団の中には鉱害部門、鉱害問題を担当する部門がございまして、金属鉱山等に起因いたしますカドミウム、砒素等の重金属による鉱害を防止するため、鉱害防止実施主体であります事業者、つまり鉱業権者等がございまして、及び地方公共団体に對しまして、鉱害防止事業が円滑かつ効率的に進むよう各種の支援を行つておるといふのが金属鉱業事業団の鉱害部門の役割でございます。

具体的には、第一に、特定施設にかかわります鉱害防止資金あるいは農用地土壌汚染対策事業の事業者負担金に對しまして融資、債務保証を行います。二番目に、鉱害防止積立金の管理業務を行う、三番目に、鉱害防止技術の開発のための調査研究業務を行う、四番目に、地方公共団体が行う休廃止鉱山の鉱害防止事業のための調査指導業務及び指導支援業務を実施しておるわけでございます。

○古川太三郎君 先ほどの話ですと、百ほどあつた鉱山が今二十六ぐらいになつておると、そして国内の銅の自給率というのは〇・四ぐらいになつてしまつた。不足分はどうしても海外に出て開採輸入するというのをやつておられるんです。これは日本の埋蔵量が減少したというよりも経済性の問題だというのが午前中の議論であつたように思いますが、それは確かにそのとおりなんです。

○政府委員(黒田直樹君) 基本的にはそのように考えております。ただ、物理的にももちろん鉱石部が全く枯渇してしまうということではなくて、経済的な条件との兼ね合いでそういう傾向をたど

つておられる、こういうことだと思つております。

○古川太三郎君 それじゃ、開採輸入なら経済的に合うというのはどういう理由からなんです。

○政府委員(黒田直樹君) 開採輸入がすべて合うということではもちろんございませぬけれども、品位の問題であるとか、あるいは実際の開発するためのコスト、これが比較的有利なものを選定して現在各国で開発が行われている、こういうふうな理解をいたしております。

○古川太三郎君 それはわかるのですが、例えば労働力が賃金が安いとかあるいは鉱害防止に費やす費用が少なくて済むとか、そういうこともあるんですか、どうですか。

○政府委員(黒田直樹君) もちろんそういう面もあるかと思つておられますけれども、やはり鉱物の賦存状況あるいは品位等々が基本になるかと思つておられます。

○古川太三郎君 今もう御承知のとおり、二十年前にはたくさん日本もこういうイタイイタイ病とかそういうものが起こりましたが、日本におかれて今これが世界で起つておるといふのが現状でございます。それだけに、鉱害対策について日本が本当に関心であつてはならないと思つておられます。そういう面でも、もし日本でこのような形の坑廃水の処理を確実にしていくというならば、開採輸入している途上国あるいは原産国のところも同じような考え方を持つて鉱害の処理をしなきゃならぬ、こう思つておられますか。

○政府委員(鈴木英夫君) 海外の資源開発を行います本邦法人が環境対策について現地の環境対策について十分な配慮を行うということは当然であるというふうな考え方をしております。かつ本邦企業の過去の経験と蓄積、日本におきます鉱害問題の経験とかあるいはその蓄積、あるいは技術水準から見ましても、十分そういう点に對していけるものというふうな考え方をしております。特に、海外の事業活動のうち環境対策につきまして、当局としては直接の監督権限はございませぬけれども、一般的に企業の海外における行動基準につきましては私どもとしても非常に関心のあるところだと思つておられます。必要を要請を行い、海外での環境保全、人の健康への被害予防について万全が期せられるように期待してまいりたいと考えております。

○古川太三郎君 最後に、大臣にお聞きしたいんですけれども、今確かに日本の公害が二十年おくれで途上国に輸出されていると言われているとき、その外国では、現地政府の規制が非常に不十分だといふのも一つあります。いま一つは、規制があつても監視体制が弱いというのがあります。今また規制の運用が非常にルーズに行われている。日本の企業が外国へ行つて、その国の政府の言つたとおりにしたんだからこれは間違つていないんだといふ言い方で逃げておられる場合もあるわけなんです。

しかし、実際に鉱害が発生している、イタイイタイ病が出てきている、こういうことは、外国の規制を守つたからいんだといふだけでは、後で必ず日本が二十年前にやつたと同じように社会問題になつてくるだろうと思つておられます。それになる前に通産省としては、こういう開発輸入をする必要があるんですから、それだけに、鉱害を防止する義務を課するよう何か規制の仕方をお考えをいらつしやるのかどうか、それよりも、外国でやることだからそれは外国のことだといふ考えでいらつしやるのかどうか、そのことを大臣にお聞きして、終わりたいと思つておられます。

○国務大臣(渡部恒三君) これは、御承知のように、今環境問題も地球規模で考えられておる時代でありますから、公害とこれ例外ではない。これは基本的な我々の政治に臨む姿勢であると思つておられます。具体的な問題については政府委員から答弁をさせます。

○政府委員(鈴木英夫君) 現在、企業サイドでも、海外進出に伴います環境保全ということについては、真剣に議論がなされておると私どもも了解

をしております。特に、平成三年四月に経団連が出しました地球環境憲章というのがございましてけれども、その中には、企業が守るべき行動指針としてまさにたゞいま委員御指摘のようなことが書かれておりますので、御披露させていただきたいと思っております。

大気、水質、廃棄物等の環境対策においては、最低限進出先国の環境基準・目標等を遵守することは当然であるが、進出先国の基準がわが国よりゆるやかな場合、あるいは基準がない場合には進出先国の自然社会環境を勘案し、わが国の法令や対策実態をも考慮し、進出先国関係者とも協議の上で進出先国の地域状況に応じた、適切な環境保全に努めること。なお、有害物質の管理については日本国内並の基準を適用すべきである。

というようなことが書かれておまして、こういう姿勢で企業も海外の活動に臨んでもらえるものと私どもは期待しております。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福間知之君から発言を求められておりますので、これを許します。福間君。

○福間知之君 私、たゞいま可決されました金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 休廃止鉱山における坑廃水処理事業の確実かつ永続的な実施のため、国の補助金等所要資金の確保に努めること。

二 鉱業権者に対する鉱害防止事業基金への拠出額の算定に当たっては、鉱業権者の責任の範囲を明確にした上で、的確な算定方式に基づいて必要額の拠出を求めるとし、その場合に、指定特定施設ごとの坑廃水処理費用低減対策工事の実施状況等を十分考慮し、鉱業権者に過重な負担を課することのないよう配慮すること。

三 鉱業権者の鉱害防止事業基金への拠出開始時期については鉱業権者の自主性を尊重するとともに、その資金調達円滑化に十分配慮すること。

四 金属鉱業事業団において行われている坑廃水処理コストの低減化技術の研究開発等坑廃水処理技術に関する研究開発を積極的に推進すること。

五 指定鉱害防止事業機関については、効率的な運営の早期確立に努めるとともに、関連する事業も行えるよう積極的な支援に努めること。

六 坑廃水処理事業の実施体制の整備に伴い、集積される人材及び専門能力について、広く発展途上国等の資源環境に係る技術協力にも資することができるよう努めること。右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。 ○委員長(岩本政光君) たゞいま福間知之君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よって、福間君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たゞいまの決議に対し、渡部通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡部通商産業大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) たゞいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して本法案の適切な実施に努めてまいり所存であります。

○委員長(岩本政光君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院商工委員長代理和田貞夫君から趣旨説明を聴取いたします。和田君。 ○衆議院議員(和田貞夫君) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、国民のライフスタイルの変化等を背景として、ゴルフ場その他の会員制のスポーツ施設やリゾート施設等に対するニーズが高まってきておりますが、こうした中で会員制事業に係る募集行為や会員契約をめぐる消費者トラブルの発生が大きな社会問題となっております。

しかしながら現在のとおり、会員制事業に対して、こうした募集行為や会員契約に係る消費者保護のための包括的な規制が存在しておらず、このような消費者トラブルの防止対策の必要性が各方面より指摘されてまいりました。

本案は、こうした状況にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にするるとともに、会員の利益の保護を図り、役務の提供を適正かつ円滑にするため、今般提案したものであります。

次に、本案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、本案においては、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設または保養のための施設で政令で定めるものを継続的に利用させる役務を提供することを約し、相手方がこれに応じて一定額以上の金銭を支払うことを約する契約を会員契約とし、この会員契約に基づき役務を提供する事業を行う者に対し規制を行うことといたします。

第二に、会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ主務大臣に会員制事業者に関する事項や会員契約に関する事項について届け出なければならぬこととしております。

第三に、会員制事業者または会員契約代行者は、施設が開設された後でなければ当該施設に係る会員契約の締結をしてはならないこととしております。ただし、当該施設が開設されない場合において拠出金の二分の一以上に相当する額の金銭を会員に支払うための措置がとられており、主務大臣にその旨を届け出た場合は、開設のための行政手続が終了していることを条件に、この限りでないものとしております。

第四に、会員制事業者または会員契約代行者に対し、会員契約の締結をしようとするとき及び締結したときにおいて、会員契約の概要等所定事項を記載した書面の交付を義務づけるとともに、誇大広告や不当な勧誘行為の禁止、業務及び財産の状況に関する書類の閲覧、クーリングオフ等について規定し、顧客及び会員の保護を図ることとしております。

第五に、主務大臣は、会員制事業者に対する指導、会員等からの苦情の解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証等の業務を行うために民法第三十四条の規定により設立された法人を会員

制事業協会として指定することができることとしております。

その他、規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備いたしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより疑質を行います。

○福間知之君 本日は、和田、額賀及び森本各衆議院商工の理事の皆さん、御苦勞までございます。ただいま趣旨説明のありました法律案につきまして、私これから数点にわたって質問をさせていただきます。その内容は、後ほど質問をされる共産党を除きました各会派で合意をいただいた上ででございますので、答弁の方もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、発議者に対して一点お伺いをします。

昨年来、ゴルフ会員権乱売や預託金制度を悪用した会員制事業に関するトラブルが頻発しており、社会問題化してきております。国民生活センターや消費生活センターにもゴルフ会員権を初めリゾートクラブやスポーツクラブ等会員制事業に関する苦情や相談がふえてきております。こうした会員制事業につきましては規制法がありませんし、ほとんど野放しの状況でありました。しかし、今となつては社会問題として取り上げられております。これ以上の被害者の増加を招かないよう対処する必要があることは言うまでもありません。特に、消費者の被害を未然に防止し、会員としての適切な利益の保護を早急に図る必要があるのではないかと思われるのですが、このような状況、背景に關しまして、提案者の認識はいかなるものでございますか。

○衆議院議員(額賀福志郎君) ただいま福間先生

から発議者に対して御質問があったわけでありますが、私はかねてから、福間先生は原発問題等につきまして賢明なる御判断をしております。尊敬をしておったところでありまして、共産党を除く各会派を代表して御質問を受けたわけでございまして光栄に思っている次第でございます。

まさに福間先生のおっしゃるとおりでございます。今ゴルフ場の数は約二千、ゴルフ人口一千五百万人を超え、延べプレー人数は一億人というふうになつて大衆国民的なスポーツとして発展を続けているわけでありまして、ところが昨年、茨城カンントリークラブのようなああいう不祥事が起こつたときに、我々は初めて気がついたのであります。何の法的措置もなかつたということに啞然としたわけでございます。

そこで、やっぱり消費者保護という観点から、各党の間で、自己責任の原則に立ちつつも必要最小限の規制を講じて消費者会員の保護を図るうではないかということになりまして、ことしの初めから精力的に会合を重ねてまいりまして、法的な措置を講じた次第であります。それがこの原案でございます。何とぞ、各会派の皆さん方には前向きに検討していただきまして、ぜひ本日採決されることを心から願するものであります。

この法案の内容につきましては、今言いましたように自己責任の原則に立ちつつも、やはり事業者の内容、事業内容とか財務内容についてきちつとディスクローズしてほしい、そして会員、顧客となるうとする者が適切な判断ができるようにしようということ、それから、いろんなトラブルというものは大体事業計画を起して開設するまでの間でございますから、この募集時期に一定の制限を加えて会員の利益を守ろうということでありまして、また、既存の事業者等に関しても、会員制事業協会なるものを設けて、やはりこの法案の趣旨が浸透していくようにしていこうといううのがこの法律の建前でございます。福間先生のおっしゃいました認識と全く同一でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○衆議院議員(額賀福志郎君) ただいま福間先生

す。○福間知之君 大変丁寧な御答弁をありがとうございます。認識においても適切なお考えのようには拝察をいたしました。

続いて、通産当局に対して、この法案が施行される上での御判断、見解について数点伺います。まず、本法の対象となる会員契約に係る施設は、ゴルフ場のほか政令で定めることになつておりますが、まず会員権をめぐるとらブルの増加等の実態把握を十分に行うための体制の整備をする必要があるのではないかと考えます。その指定については、消費者被害の拡大を未然に防止するという観点から、機動的に対処していく必要があるか、またあると思うのですが、いかがお考えでございますか。

○政府委員(麻生渡君) この法案は、御指摘のようにゴルフ場のみならず、他のスポーツ施設あるいは保養施設につきまして対象とするという仕組みになつております。この場合に政令で対象を指定するわけでございますが、それは当然、いろんな形で消費者トラブルが起つておるといふことで、これに対して対策をとる必要があると認められる施設を政令で指定していくということであろうと考えております。

したがって、前提といたしまして、御指摘のように消費者トラブルの実態の把握ということが非常に大切であるわけでございますが、これにつきましては、通産省の組織といたしまして消費者相談センター、これは通産省のみならず各県にもいろいろな形でお願いをして情報を集めておりますが、さらに経済企画庁の国民生活センター等々の他省庁の組織もございまして、そのようなものとも十分連携しながらトラブルの実態の把握に努めまして、消費者の被害の拡大が起らないよう機動的にこれを防止する観点から指定してまいりたいと考えておる次第でございます。

○福間知之君 今回の法案は、会員制事業者が新たに募集を行うときに届け出を必要とするものになつております。すなわち、既に募集を終えた会

員制事業者あるいは既に施設を開設し事業を行っている会員制事業者については、今後新たに募集を行わない限り、規制の対象とはならないということですが、こうした既存事業者が過去に問題を起したことも事実でございます。

そこで、募集を行わない既存事業者についても、でき得る限り会員とのトラブルを防止し、会員の権利が十分に保護されるというふうにするために、会員制事業協会を活用するなどして会員名簿の発行などによる会員数に関する情報の適正な開示に努めるよう事業者に対する確かな指導を行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(麻生渡君) この法律は、確かに既存の事業者でも新たに追加募集をする際にディスクロージャーを行うという規制の対象になつてくるわけでございますが、しかしながら、会員制事業の健全な発達という点から見ますと、このような法的義務とは一応離れまして、やはりできるだけ情報公開をするということが望ましいというふうにも考えております。

また、この法律では、会員制事業協会という形で、いわば会員制事業者の自主的な規制団体というものもできるわけでございます。したがって、このような事業協会の活用等を通じて、できるだけ御指摘のございましたような会員数その他の経営に関する情報、施設に関する情報の開示に努めるよう事業者を指導してまいりたいと考えております。

○福間知之君 最近の社会問題化したゴルフ会員権に関するトラブルは、会員が業者に支払う預託金をめぐるものが目についております。その本来の目的である施設の建設や会員制事業の運営に預託金を使用されずに、預託金を支払ったにもかかわらず施設が完成しなかつたり、他に流用されるなど、会員の利益の保護が十分ではなかつたということが問題になっておりますが、そうしたことが今後は行われることのないように、そして本来の目的に支出されるように事業者を適切に指導す

べきではないかと思いますが、いかが対処されま
すか。

○政府委員(麻生渡君) 預託金が本来の事業の目
的でございます。施設の整備あるいは事業の運営そ
のものの行われるということが、会員制事業の発
達のために非常に大事な点でございます。

この法律では、そのような観点から第一には、
法第三条の主務大臣への届け出、その中で資金計
画につきましても届け出がなされるという形にな
っております。さらに、第九条におきまして、会
員は事業者に対して事業者の業務あるいは財
産の状況をチェックできるといふディスクロー
ジャーを求める権利が規定されております。このよ
うな法律の規定を十分使いついて、御指摘のよう
に、本来の趣旨に沿った預託金の使用がなされる
ように指導をしてまいりたいと考えております。

○福岡知事 ぜひ、その点はひとつ留意をされ
て対処願いたいと思えます。

本法案が成立しても、施行日まで公布後一年以
内と比較的長目の準備期間をとっております。本
法の適用を嫌いまして、その間に駆け込みで開発
許可を取得し会員募集を行う業者が続々とあらわ
れないとも限りません。通産当局にあつては、本
法案の趣旨を十分尊重して、業者がいたずらに駆
け込みを走ることをないよう関係機関と十分な連
絡をとるべきであると思いますが、こうした懸念
に對しどのように対処される御所見でしょうか。

○政府委員(麻生渡君) この法律が実際に施行さ
れるまでの間、御指摘のございましたように、開
発許可との関係で募集時期が変わつてくるという
問題がございます。この点につきましても、開発
許可を与えます自治体、これがよくこの法律の趣
旨を理解していただくということが非常に大切で
あるかと考えております。したがって、本法
案が成立し次第、直ちに地方公共団体へこの法律
の内容、趣旨の徹底を図りまして、御指摘のよう
な駆け込みが生じないように十分に連絡をとつて
まいりたいと考えております。

○福岡知事 最後に、本法案の運用に当たりま

しては、会員契約に係る会員の利益の保護を図つ
てトラブルの発生を未然に防ぐために、本法案の
趣旨を十分尊重して適切に行っていくことが重要
かと思えます。

重ねてこの点を指摘し、通産大臣の決意をお伺
いして、質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(渡部恒三君) 通産省としましては、
ゴルフ場等の会員制事業をめぐる消費者トラブル
防止は極めて重要な問題であると認識をいたして
おりました。このため、昨年の秋から会員制事業
適正化研究会において鋭意検討を行つてまいりま
した。法規制を含めた所要の対策の具体化を速や
かに図る必要があると考えておつたところでござ
います。

今回の法案は、昨年来社会問題化している大量
会員募集という事態を踏まえ、悪質な事業者から
消費者を守ることに緊急に求められているとの認
識に基づき、関係議員の先生方の御努力により提
出されたものであり、まことに時宜を得たもので
あると考えております。

政府としては、立法院の御趣旨と法案の目的、
内容を十分に尊重し、会員契約に係る会員の利益
の保護を図り、会員契約の適正化を図るため、本
法の運用に万全を期してまいらる所存でございま
す。

○市川正一君 本日は、どうもえらい御苦勞さま
でございます。

本法案については、我が党は、衆議院段階では、
その作成過程の協議に参加する場が十分になりま
ま、かつまた、幾つかの問題点を残したまま議員
立法として提案されたために、会員契約募集の野
放し状況から見れば、ないよりはというところで賛
成はいたしましたが、共同提案には加わりません
でした。しかし、本当に効果を上げるかどうかと
いう点では幾つかの問題点をなおお拭きし得ない
ところでありますので、この際、提案者に率直にお
尋ねをいたしたいと思えます。

まず、本法案の規制対象がゴルフ場を初めとす
るスポーツ施設やいわゆるリゾート施設の会員契

約の締結の仕方についてであり、それを営む事業
者の事業規制でもなければ、その施設の設置それ
自体についての規制でもありません。今会員契約
のあり方が問題になっていることは確かに事実で
す。同時に、詐欺的な事業者を取り締まり、自然
破壊、環境破壊などで地域社会を破壊しているゴ
ルフ場やリゾート施設などそれ自体の規制を国民
は切実に求めていると思うんです。本法案がこう
いう国民の切実な要求に真つて正面からこたえず
に、契約のあり方に限つて立法なさつたのはなぜ
なんだろうかと。

第七十一国会から七十二国会にかけて、議員立
法として提案されました。ここに持つてまいりま
した。御記憶に生々しいと思えますが、結果的に
これは廃案にはなりませんでしたけれども、このゴ
ルフ場規制法案でさえ、ゴルフ場の設置は届け出制、
会員契約の募集は認可制をとつておりました。当
時から見れば事態ははるかに深刻であるにかかわ
らず、規制の対象、会員契約のあり方のみに限定
なさつた理由は何なのか、まずお伺いしたいと思
います。

○衆議院議員(額賀福志郎君) 市川正一先生の御
質問にお答えをいたします。

お言葉ではありますが、我が党を初め各党でこ
の法案を協議しておつた際に、商工委員会の理事
をしていただいたおりました共産党の小沢先生にも
何回か参加していただきましてこの法案を作成し
たことは事実なので、付言させていただきますとい
思います。

それから、今御指摘の問題でございますが、会
員契約のあり方について対象を絞つたのはいかにが
理由によるかということでございますけれども、
これは昨年にいろいろと起こりましたああいふ悪
質な業者から一般の会員の皆さん方が手ひどいダ
メージを受けたということに着目いたしましたので、
そこに何ら法的な規制の措置がなかったわけでご
ざいますから、これを消費者保護の観点から何ら
かの最小限の措置を講じて健全化を図つていこ
う、会員の利益を守つていこうということが原点

なのでございます。

もちろん、この発想の原点には、やはり市場経
済、自由競争というのは規制はできるだけ少なく
して自由な競争のもとで、大いなる発意のもとで
企業の活力をもたらして国民経済に還元するのが
原点でありますから、このゴルフ場をめぐる会
員の利益を図る場合にも、自己責任の原則に立っ
て必要最小限の規制措置を講ずるというのが我々
の基本的な考え方だったわけであります。もちろ
ん、事業者に対しても、事業者と会員との間
の契約を適正化することによって、それによつて
事業経営、事業内容を普遍的に健全化させていく
こともねらいとしておつたことを御承知おきして
いただきたいと思います。

○市川正一君 私は、率直に言つて必要最小限と
は言いたいと思えます。

それから、私どもの衆議院の小沢君が理事に昇
格をさせていただきましてまことに光栄でござい
まして、本人にもさように衆議院商工委員会でお
小沢君が理事に昇格させていただいたということ
申し伝えておきます。

それから同時に、いろいろお話がございました
ようですが、最終案をお持ちいただいてこれでど
うかと、で私どもの小沢君が二、三の若干の問題
を提起いたしました。これはもうこれでまとも
な経過も私にはリアルに聞いてお
りますので、お答えに對してお答えしておきま
す。

法案の内容について入らせていただきます。けれ
ども、第三条第一項第二号で、預託金の返還を担
保するための措置の有無及びその内容を届けるこ
とになっております。実は、今回の茨城カントリー
クラブの事件でも問題になったのはまさにこの
点でありました。ゴルフ場が開設されなくなつた
のに預託金が申込者に返つてこなくなつたと、踏
んだりけつたりになつたわけですね。これを防止
する一つの方法としては、万一のことがあつても
預託金は全額返還できるように一〇〇%の担保を
義務づける必要があるんじゃないかと思うん

産省はどのように対処なさろうとしているのかということをお伺いして、以下の質問は割愛いたします。

○衆議院議員(森本晃司君) お答えさせていただきます。

本法案は、事業者の募集、それから契約締結行為に規制を講ずるものであるために、法施行後は募集や契約締結をする場合には法律上の義務を負うことになっております。既存の業者でありましても、今後新たに追加募集を行うという場合にはやはりこの法律の対象になってまいりますから、その時点で既存の業者の会員数の実態等々がこの法律に該当するようになってくるわけでありま

しかしながら、既にすべての契約締結を終えた既存のゴルフ場については、事業者と消費者の間においては既に契約が正当に成立している、そのために私人間の既存の締約の安定性を損なうことのないよう法の対象としていないものであります。なお、既存のゴルフ場の場合であっても、会員制事業協会を通じて今後事業者の自主規制等々によりまして、会員に対し必要な情報開示がされることを期待しておりますし、先生の御質問の趣旨に沿うように協会の方が努力されることを望んでいるところであります。

○市川正一君 通産の方、あの問題はどうか。

○政府委員(麻生渡君) 既存のゴルフ場で近々預託金の返還時期を迎えるということ、これが返済不能になるのではないかというお話でございます。

預託金の返還期日というのは大体十年以上でございます。近々返還期日を迎えるというのは十年以上昔に預託金契約をしたということでございます。当時は、最近と違っていましたと金額が小さい時代でございました。そういう意味で、現在のところ、私もはそういう返還不能に陥る業者があるという点について確たる情報を得ておりません。

ただ、不幸にいたしましたして、仮にゴルフ場の業者が非常に放漫な経営をして倒産などに至りまして預託金の返済がなかなか難しいというような事態になった場合でございますが、これは一般的な会社なんかと同じでございます。一般的に民事上の手続あるいは商法上の手続に従いまして、契約に基づきます預託金の返還を当事者間の問題として請求していくということになるものと考えております。通産省としましては、このような民事手続ができるだけ、不幸にしましてそのような問題が起りました場合には、円滑に行われますように必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、中小企業流通業務効率化促進法案を議題といたします。渡部通商産業大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) 中小企業流通業務効率化促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の物資の流通量は近年急速に増大し、また、配送の多頻度小口化が進展するなど流通業務の内容も一層高度化する傾向にあります。この一方で、運転手を初めとする労働力の不足や道路混雑の激化により物資の流通に支障が生じております。このような物資の流通をめぐる厳しい状況の変化は、企業活動にさまざまな影響を与えております。中でも、物資の流通の大半を担う中小企業は、経営基盤が脆弱であるため深刻な影響を受けており、事業活動そのものに支障を来している中小企業も数多く見受けられます。

このような物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に対応し、中小企業が健全な発展を遂げるためには、中小企業がみずからの流通業務を効率化することが期待されるのであります。

しかしながら、単独の中小企業では、資金調達力が脆弱であること、効率化投資に見合う物資の流通量が確保できないこと等から、中小企業が共同して流通業務の効率化に取り組むことが重要かつ効果的な対応策であるものと考えられます。

このような中小企業の取り組みは、各中小企業にとつては、投資規模・内容いずれの面でもその後の事業活動の成否にかかわる重大なものであります。したがって、中小企業がこのような取り組みを円滑に遂行できるよう、事業の内容、方法等に関する基本的な方向を示すとともに、金融面、税制面等からの支援を総合的に行うことが不可欠となっております。

政府といたしましては、中小企業政策審議会での審議結果等を踏まえつつ、中小企業者が共同して行う流通業務の効率化のための措置を総合的、体系的に促進するための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、流通業務効率化事業の実施に関し、基本指針を定めることとしております。

第二に、事業協同組合等が、流通業務効率化事業についての効率化計画を作成し、主務大臣の認

定を受けることができることとしております。

第三に、認定を受けた効率化計画に従って実施する事業については、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式会社法及び貨物運送取扱事業法の特例措置等を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うことといたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十日)

一、中小企業流通業務効率化促進法案

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく業務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる業務(以下「指定業務」という。)を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定業務を提供する事業(以下「会員制事業」という。)を行う者(会員制事業を行うおととする者を含む。)をいう。

3 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定業務の提供を受ける者をいう。

4 この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいう。

5 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者を支払う金銭(以下「拠出金」という。)のうち会員制事業者が会員に対して将来返還することを約したものをいう。

(募集の届出)

第三条 会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならぬ。

一 会員制事業者に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

ハ 指定業務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

ニ その他通商産業省令で定める事項

イ 指定業務の内容

ロ 指定業務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

ハ 会員の数についての計画

ニ 拠出金の種類及び額

ホ 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

ヘ 会員契約の変更に関する事項

ト 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項

チ 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

リ 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

ヌ その他通商産業省令で定める事項

2 前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときは、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)

第四条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者との間において、政令で定めるところにより、当該施設が開設されなかつた場合において、当該施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。この場合において、政令で定めるところにより、当該施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。

第五條 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結(会員契約の締結の媒介を含む。)をしようとするときは、顧客に対し、当該会員契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該会員契約の概要

二 会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

2 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結をしたときは、会員に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 指定業務の内容及び提供時期

二 指定業務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三 指定業務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五 拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七 会員契約の変更に関する事項

八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

3 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(誇大広告の禁止)

第六条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(会員契約の締結又は更新についての勧誘等)

第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員契約に関する事項であつて、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。
二 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を

拒否し、又は不当に遅延させること。
三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であつて、顧客又は会員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの(書類の閲覧)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、会員契約に関する業務を行う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(指示)

第十条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第十一条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができ。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(会員契約の解除等)

第十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができ。

この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 会員制事業者は、第一項の会員契約の解除があつた場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で会員に不利なもの、無効とする。

(会員制事業協会)

第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該会員制事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る会員制事業の種類を公示しなければならない。

3 会員制事業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。(会員制事業協会の業務)

第十四条 会員制事業協会は、その目的を達成するため、前条第一項の規定による指定に係る会員制事業に関し次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員制事業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務
二 会員制事業に関し、契約内容の適正化その他会員の保護を図るため必要な会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務
三 会員制事業の業務に対する会員等からの苦情の解決
四 預託金等に係る会員制事業者の債務の保証
五 会員制事業に関する広報その他会員制事業協会の目的を達成するため必要な業務

(改善命令)

第十五条 主務大臣は、会員制事業協会の前条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、会員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

は、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3 この法律の規定は、国又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属

する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二 第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者

三 第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第六条の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

五 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内」とする。

第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に関し必要とされる同条に規定する許可等の処分政令で定めるものがあつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

2 第四条の規定は、この法律の公布の前日に会員契約の締結があつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

第四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆)

平成四年五月二十二日印刷

平成四年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K